

# 参 考 资 料

## 1 令和2年度公共用水域水質測定計画（抜粋）

### 1 目的

この計画は、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、神奈川県内の公共用水域の水質の測定について必要な事項を定めるものである。

### 2 実施期間

令和2年4月から令和3年3月までとする。

### 3 測定項目及び測定頻度

別表1のとおりとする。

健康項目……………人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められた27項目

生活環境項目……生活環境を保全する等の上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められた12項目

特殊項目……………法・条例の排水規制の対象である7項目

その他の項目……環境基準の達成状況を判断する上で必要な8項目

観測項目……………採水時に現場にて観測する13項目

### 4 測定地点及び測定機関

別表2のとおりとする。

### 5 採水時期

採水日前において比較的晴天が続き、水質が安定している日を選ぶものとする。

### 6 採水部位

(1) 河川については、原則として流心部とし、水面から水深の2割程度の深さとする。

(2) 湖沼及び海域については、上層（水面下0.5m）及び下層（水深が5.1m以下の地点にあっては底上1m、5.1mを超える地点にあっては水面下5.0m）の2層とする。

### 7 測定方法

別表3に掲げる方法とする。

### 8 測定結果の送付等

(1) 測定機関は、毎月の測定結果を神奈川県知事に送付するものとする。

(2) 測定結果の送付の期限は、測定月の翌月の末日とする。

ただし、健康項目について、環境基準値を超える数値を検出した場合は、速やかに神奈川県知事に連絡するとともに、当該水域に関し追跡調査を行うものとする。

### 9 測定結果の公表

公共用水域水質測定計画に基づき各測定機関が行った測定結果の公表は、各測定機関が個別に行うほか、神奈川県知事が取りまとめて行う。

### 10 その他

この計画に定めない事項については、各測定機関が協議して定めるものとする。

別表1 測定項目及び測定頻度

項目区分	項目番号	項目	測定頻度		
			河川	湖沼	海域
観測項目	1	天候	採水時に毎回	採水時に毎回	採水時に毎回
	2	前日天候	年12日(1日1回)	年12日(1日1回)	年12日(1日1回)
	3	水深	採水時に毎回	採水時に毎回	採水時に毎回
	4	採取水深	〃	〃	〃
	5	流速	〃	—	—
	6	流量	〃	—	—
	7	気温	〃	採水時に毎回	採水時に毎回
	8	水温	〃	〃	〃
	9	色相	〃	〃	〃
	10	透視度	〃	—	—
	11	透明度	—	採水時に毎回	採水時に毎回
	12	臭気	採水時に毎回	〃	〃
	13	外観	〃	〃	〃
健康項目	1	カドミウム	年12日(1日1回)	年2日(1日1回2層混合)	年6日(1日1回2層混合)
	2	全シアン	〃	〃	〃
	3	鉛	〃	〃	〃
	4	六価クロム	〃	〃	〃
	5	砒素	〃	〃	〃
	6	総水銀	〃	年12日(1日1回2層混合)	〃
	7	アルキル水銀※1	—※1	—※1	—※1
	8	P C B	環境基準点のみ年2日(1日1回)	主要点のみ年2日(1日1回2層混合)	年2日(1日1回2層混合)
	9	ジクロロメタン	年2日(1日1回)	年2日(1日1回2層混合)	〃
	10	四塩化炭素	年12日(1日1回)	年12日(1日1回2層混合)	〃
	11	1,2-ジクロロエタン	年2日(1日1回)	年2日(1日1回2層混合)	〃
	12	1,1-ジクロロエチレン	〃	〃	〃
	13	シス-1,2-ジクロロエチレン	〃	〃	〃
	14	1,1,1-トリクロロエタン	年12日(1日1回)	年12日(1日1回2層混合)	〃
	15	1,1,2-トリクロロエタン	年2日(1日1回)	年2日(1日1回2層混合)	〃
	16	トリクロロエチレン	年12日(1日2回)	年12日(1日1回2層混合)	年4日(1日1回2層混合)
	17	テトラクロロエチレン	〃	〃	〃
	18	1,3-ジクロロプロペン	年2日(1日1回)	年2日(1日1回2層混合)	年2日(1日1回2層混合)
	19	チウラム	〃	〃	〃
	20	シマジン	〃	〃	〃
	21	チオベンカルブ	〃	〃	〃
	22	ベンゼン	〃	〃	〃
	23	セレン	〃	〃	〃
	24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	年12日(1日1回)	年12日(1日1回2層)	年12日(1日1回2層)

項目区分	項目番号	項目	測定頻度		
			河川	湖沼	海域
	25	ふっ素※2	年6日(1日1回)	年2日(1日1回2層混合)	—
	26	ほう素※2	〃	〃	—
	27	1,4-ジオキサン	環境基準点のみ年2日(1日1回)	環境基準点のみ年2日(1日1回2層混合)	環境基準点のみ年2日(1日1回2層混合)
生活環境項目	1	pH	年12日(1日4回)	年12日(1日1回2層)	年12日(1日1回2層)
	2	BOD	〃	〃	—
	3	COD	〃	〃	年12日(1日1回2層)
	4	SS	〃	〃	—
	5	DO	〃	〃	年12日(1日1回2層)
	6	大腸菌群数	年12日(1日1回)	年12日(1日1回上層)	年12日(1日1回上層)
	7	n-ヘキサン抽出物質	年2日(1日2回)	主要点のみ年12日(1日1回上層)	〃
	8	全窒素	年12日(1日2回)	年12日(1日1回2層)	年12日(1日1回2層)
	9	全燐	〃	〃	〃
	10	全亜鉛	年12日(1日1回)	〃	〃
	11	ノニルフェノール	〃	〃	〃
	12	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	〃	〃	〃
特殊項目	1	フェノール類	年6日(1日1回)	主要点のみ年2日(1日1回2層混合)	年2日(1日1回2層混合)
	2	銅	〃	〃	〃
	3	溶解性鉄	〃	〃	〃
	4	溶解性マンガン	〃	〃	〃
	5	クロム	環境基準点のみ年2日(1日1回)	〃	—
	6	EPN	〃	〃	年2日(1日1回2層混合)
	7	ニッケル	年2日(1日1回)	〃	〃
その他の項目	1	アンモニア性窒素	年12日(1日1回)	年12日(1日1回2層)	年12日(1日1回2層)
	2	磷酸態燐	〃	〃	〃
	3	電気伝導率	年12日(1日4回)	〃	—
	4	塩化物イオン	年12日(1日2回)	〃	—
	5	塩分	—	—	年12日(1日1回2層)
	6	陰イオン界面活性剤	年6日(1日1回)	年2日(1日1回上層)	年6日(1日1回上層)
	7	クロロフィルa	—	年12日(1日1回上層)	年12日(1日1回上層)
	8	トリハロメタン生成能	特定点のみ年4日(1日1回)	特定点のみ年2日(1日1回2層混合)	—

- 注 1 各測定機関は、汚濁源の状況や環境基準の達成状況及び知見の集積状況に応じ、適宜測定項目及び頻度の効率化を行うことができる。
- 2 「年12日」とは、毎月測定することを示す。  
「年6日」とは、隔月で測定することを示す。  
「年2日」とは、半年ごとに測定することを示す。
- 3 「1日1回」とは、日中に1回測定することを示す。  
「1日2回」とは、12時間間隔で2回測定することを示す(ただし、潮汐の影響を受ける場合を除く)。  
「1日4回」とは、6時間間隔で4回測定することを示す。

- 4 「－」とは測定しないことを示す。
- 5 主要点とは、湖沼の測定地点のうち、相模湖境川橋及び湖央東部、津久井湖沼本ダム及び湖央部、芦ノ湖湖央部、丹沢湖湖央部及び湖西部をいう。
- 6 特定点とは、水道水源となっている多摩水道橋、田園調布取水堰（上）、寒川取水堰（上）、飯泉取水堰（上）、相模湖湖央東部、津久井湖湖央部、丹沢湖湖央部及び宮ヶ瀬湖ダム中央をいう。
- 7 ※1 アルキル水銀は、総水銀が検出された場合分析を行う。
- 8 ※2 ふっ素及びほう素は汽水域については測定しない。

別表2 測定地点及び測定機関

1 総括表

水域	測定地点数	内訳	
		環境基準点	その他
河川	89	49	40
湖沼	19	10	9
(相模湖)	(5)	(2)	(3)
(津久井湖)	(4)	(2)	(2)
(芦ノ湖)	(4)	(4)	(0)
(丹沢湖)	(4)	(1)	(3)
(宮ヶ瀬湖)	(2)	(1)	(1)
海域	42	29	13
(東京湾)	(22)	(21)	(1)
(相模湾)	(20)	(8)	(12)
計	150	88	62

注) 測定地点数における環境基準点の地点数内訳は次の通り。

- ・河川においては、「BOD」及び「全亜鉛・ニルフェノール・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩」の両方又はいずれかで環境基準点が設定された地点数。
- ・湖沼・海域においては、「COD」、「全窒素及び全磷」及び「全亜鉛・ニルフェノール・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩」の全て又はいずれかで環境基準点が設定された地点数。

2 河川

水 域	支 川	番号	測定地点	BOD		全亜鉛・ノニルフェノール ・直鎖アルキルベンゼンス ルホン酸及びその塩		測定機関
				環境 基準点	類 型	環境 基準点	類 型	
多 摩 川		1	多摩川原橋	○	B	○	生物B	国土交通省
		2	多摩水道橋					国土交通省
		3	二子橋(第三京浜)					国土交通省
		4	田園調布取水堰(上)	○		○		国土交通省
		5	六郷橋					国土交通省
		6	大師橋	○		○		国土交通省
	三沢川	7	一の橋	○	C	○	生物B	川崎市
	二ヶ領本川	8	堰前橋	○	B	○	生物B	川崎市
	平瀬川	9	平瀬橋(人道橋)	○	B	○	生物B	川崎市
鶴 見 川		10	千代橋		D		生物B	横浜市
		11	亀の子橋	○				国土交通省
		12	大綱橋		C			国土交通省
		13	末吉橋					国土交通省
		14	臨港鶴見川橋	○		○		国土交通省
	恩田川	15	都橋		D			横浜市
	大熊川	16	大竹橋		D			国土交通省
	鳥山川	17	又口橋		D			国土交通省
	早瀬川	18	峰大橋		C			国土交通省
	矢上川	19	矢上川橋		C			国土交通省
	麻生川	20	耕地橋		D			川崎市
	真福寺川	21	水車橋前		D			川崎市

水 域	支 川	番号	測定地点	BOD		全亜鉛・ノニルフェノール ・直鎖アルキルベンゼンス ルホン酸及びその塩		測定機関
				環境 基準点	類 型	環境 基準点	類 型	
入江川		22	入江橋	○	B	○	生物B	横浜市
帷子川		23	水道橋	○	B	○	生物B	横浜市
大岡川		24	清水橋	○	B	○	生物B	横浜市
宮川		25	瀬戸橋	○	B	○	生物B	横浜市
侍従川		26	平潟橋	○	B	○	生物B	横浜市
鷹取川		27	追浜橋	○	B	○	生物B	横須賀市
平作川		28	夫婦橋	○	B	○	生物B	横須賀市
松越川		29	竹川合流後	○	C	○	生物B	横須賀市
下山川		30	下山橋	○	C	○	生物B	神奈川県
森戸川(葉山町)		31	森戸橋	○	C	○	生物B	神奈川県
田越川		32	渚橋	○	B	○	生物B	神奈川県
滑川		33	滑川橋	○	B	○	生物B	神奈川県
神戸川		34	神戸橋	○	B	○	生物B	神奈川県
境川		35	常矢橋		D		生物B	相模原市
		36	鶴間橋			大和市		
		37	新道大橋			大和市		
		38	高鎌橋			横浜市		
	柏尾川 (いたち川)	39	大道橋	○				藤沢市
		40	境川橋	○		○		藤沢市
		41	吉倉橋		C			横浜市
		42	鷹匠橋			横浜市		
43	川名橋		藤沢市					
44	いたち川橋				横浜市			
引地川		45	福田橋		C		生物B	大和市
		46	下土棚大橋			藤沢市		
		47	石川橋			藤沢市		
		48	富士見橋	○		○		藤沢市
相模川		49	小倉橋		A	○	生物A	相模原市
		50	昭和橋			厚木市		
		51	相模大橋			神奈川県		
		52	寒川取水堰(上)	○		○		神奈川県
		53	馬入橋	○		B		○
	秋山川	54	道志第1発電所上流	○	A	○	生物A	相模原市
	道志川	55	両国橋		A		生物A	相模原市
		56	弁天橋	○		○		相模原市
	串川	57	河原橋	○	A	○	生物A	相模原市
	鳩川	58	馬船橋	○	A	○	生物B	神奈川県
	中津川	59	第一鮎津橋	○	A	○	生物A	厚木市
	小鮎川	60	第二鮎津橋	○	A	○	生物B	厚木市
	玉川	61	相川水位観測所	○	A	○	生物B	厚木市
	永池川	62	新竹沢橋	○	A	○	生物B	神奈川県
目久尻川	63	河原橋	○	B	○	生物B	神奈川県	
小出川	64	宮の下橋	○	B	○	生物B	茅ヶ崎市	



水 域	支 川	番号	測定地点	BOD		全亜鉛・ノニルフェノール ・直鎖アルキルベンゼンス ルホン酸及びその塩		測定機関
				環境 基準点	類 型	環境 基準点	類 型	
金 目 川		65	小 田 急 鉄 橋	○	A		生物B	神 奈 川 県
		66	花 水 橋	○	C	○		神 奈 川 県
	鈴 川	67	下 之 宮 橋					平 塚 市
	渋 田 川	68	立 堀 橋			平 塚 市		
葛 川		69	吉 田 橋	○	C	○	生物B	神 奈 川 県
中 村 川		70	押 切 橋	○	C	○	生物B	神 奈 川 県
森 戸 川 (小田原市)		71	万 石 橋		C		生物B	小 田 原 市
		72	親 木 橋	○		○		小 田 原 市
酒 匂 川		73	県 境		A		生物A	神 奈 川 県
		74	峰 下 橋					神 奈 川 県
		75	十 文 字 橋			○	神 奈 川 県	
		76	報 徳 橋				小 田 原 市	
		77	飯泉取水堰(上)	○		生物B	小 田 原 市	
		78	酒 匂 橋	○	B	○	小 田 原 市	
	玄 倉 川	79	玄倉水位観測所		A		生物A	神 奈 川 県
	河 内 川	80	湖 流 入 前					神 奈 川 県
	落合発電所放流水	81	落 合 発 電 所					神 奈 川 県
	世 附 川	82	湖 流 入 前				神 奈 川 県	
	川 音 川	83	文 久 橋				生物B	神 奈 川 県
	狩 川	84	狩 川 橋					小 田 原 市
山 王 川		85	山 王 橋	○	B	○	生物B	小 田 原 市
早 川		86	函嶺もみじ橋		A		生物A	神 奈 川 県
		87	早 川 橋	○		○		小 田 原 市
新 崎 川		88	吉 浜 橋	○	A	○	生物A	神 奈 川 県
千 歳 川		89	千 歳 橋	○	A	○	生物A	神 奈 川 県

### 3 湖 沼

#### (1) 相模湖

番号	測定地点	緯 度 / 経 度	COD		全窒素及び全燐		全重鉛・ノニルフェノール・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩		測定機関
			環境基準点	類 型	環境基準点	類 型	環境基準点	類 型	
90	境川橋	N35°36'58" / E139°08'02"					○	河川生物A	相模原市
91	日連大橋	N35°36'48" / E139°09'25"							相模原市
92	湖央西部	N35°37'03" / E139°10'28"		湖沼A		湖沼II			相模原市
93	湖央東部	N35°36'36" / E139°11'13"	○		○				相模原市
94	相模湖大橋	N35°36'49" / E139°11'42"							相模原市

#### (2) 津久井湖

番号	測定地点	緯 度 / 経 度	COD		全窒素及び全燐		全重鉛・ノニルフェノール・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩		測定機関
			環境基準点	類 型	環境基準点	類 型	環境基準点	類 型	
95	沼本ダム	N35°36'08" / E139°13'50"					○	河川生物A	相模原市
96	名手橋	N35°35'53" / E139°14'33"							相模原市
97	湖央部	N35°35'17" / E139°16'26"	○	湖沼A	○	湖沼II			相模原市
98	道志橋	N35°35'36" / E139°13'32"							相模原市

#### (3) 芦ノ湖

番号	測定地点	緯 度 / 経 度	COD		全窒素・ノニルフェノール・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩		測定機関
			環境基準点	類 型	環境基準点	類 型	
99	湖北中央部	N35°14'05" / E138°59'24"	○				神奈川県
100	湖央部	N35°12'39" / E139°00'12"	○	湖沼AA	○	湖沼生物A	神奈川県
101	湖西部	N35°11'56" / E139°00'35"	○				神奈川県
102	湖東部	N35°12'06" / E139°01'10"	○				神奈川県

#### (4) 丹沢湖

番号	測定地点	緯 度 / 経 度	COD		全窒素・ノニルフェノール・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩		測定機関
			環境基準点	類 型	環境基準点	類 型	
103	湖央部	N35°24'45" / E139°02'45"	○		○		神奈川県
104	大仏大橋	N35°25'02" / E139°02'44"		湖沼A		湖沼生物A	神奈川県
105	湖東部	N35°24'46" / E139°03'30"					神奈川県
106	湖西部	N35°24'47" / E139°02'02"					神奈川県

#### (5) 宮ヶ瀬湖

番号	測定地点	緯 度 / 経 度	COD		全窒素・ノニルフェノール・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩		測定機関
			環境基準点	類 型	環境基準点	類 型	
107	ダムサイト	N35°32'34" / E139°14'50"	○	湖沼A	○	湖沼生物A	国土交通省
108	ダム中央	N35°31'51" / E139°13'50"					国土交通省

4 海域

(1) 東京湾

番号	測定地点	緯度 経度	COD			全窒素及び全磷			全亜鉛・ノニルフェノール ・直鎖アルキルベンゼンスル ホン酸及びその塩			測定機関					
			環境 基準点	水域	類型	環境 基準点	水域	類型	環境 基準点	水域	類型						
109	京浜運河千鳥町	N35° 30'16" E139° 45'12"	○	東京湾 (6)	C		東京湾 (ロ)	IV				川崎市					
110	東扇島防波堤西	N35° 28'45" E139° 44'45"	○										川崎市				
111	京浜運河扇町	N35° 29'31" E139° 43'16"	○											横浜市			
112	鶴見川河口先	N35° 28'34" E139° 41'07"	○												横浜市		
113	横浜港内	N35° 27'37" E139° 38'49"	○													横浜市	
114	磯子沖	N35° 23'40" E139° 38'52"	○	東京湾 (7)	C						横浜市						
115	夏島沖	N35° 18'24" E139° 38'48"	○	東京湾 (8)	C	○	東京湾 (ハ)	IV	○	東京湾 (全域) <sup>注</sup>	海域 生物A	横須賀市					
116	浮島沖	N35° 30'16" E139° 48'30"	○	東京湾 (9)	B		東京湾 (ロ)	IV				川崎市					
117	平潟湾内	N35° 19'47" E139° 37'36"	○	東京湾 (10)	B		東京湾 (ニ)	III				横浜市					
118	東扇島沖	N35° 29'02" E139° 47'44"	○	東京湾 (12)	B		東京湾 (ロ)	IV	○					川崎市			
119	扇島沖	N35° 27'39" E139° 44'53"	○												川崎市		
120	本牧沖	N35° 25'09" E139° 41'42"	○													横浜市	
121	富岡沖	N35° 22'12" E139° 40'24"	○														横浜市
122	平潟湾沖	N35° 20'18" E139° 39'30"															
123	大津湾	N35° 16'44" E139° 42'00"	○	東京湾 (13)	B		東京湾 (ニ)	III	○			東京湾 (ニ)	海域生物特A	横須賀市			
124	浦賀港内	N35° 14'16" E139° 43'28"	○	東京湾 (14)	B		東京湾 (ホ)	II						横須賀市			
125	久里浜港内	N35° 13'25" E139° 43'08"	○	東京湾 (15)	B					東京湾 (ニ)	III				○	東京湾 (全域) <sup>注</sup>	海域 生物A
126	中の瀬北	N35° 25'16" E139° 44'44"	○	東京湾 (16)	A	○	神奈川県										
127	中の瀬南	N35° 21'02" E139° 43'18"	○					東京湾 (17)	A			○	東京湾 (ホ)	II			
128	観音崎北沖	N35° 17'08" E139° 45'28"	○	神奈川県													
129	浦賀沖	N35° 13'40" E139° 45'48"	○		神奈川県												
130	鰐崎沖	N35° 08'22" E139° 45'28"		神奈川県													

注 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の水域類型に係る東京湾(イ)、東京湾(ロ)、東京湾(ハ)、東京湾(ニ)、東京湾(ホ)及び東京湾(ハ)に係る部分を除く東京湾全域。

## (2) 相模湾

番号	測定地点	緯度	経度	COD			測定機関
				環境基準点	水域	類型	
131	江の島西	N35° 18'06"	E139° 28'21"		相模湾(1)	A	藤沢市
132	辻堂沖	N35° 18'24"	E139° 26'52"	○			藤沢市
133	城ヶ島沖	N35° 07'00"	E139° 37'36"	○	相模湾(2)	A	神奈川県
134	城ヶ島西	N35° 08'02"	E139° 35'48"				神奈川県
135	小網代湾	N35° 10'12"	E139° 35'48"	○			神奈川県
136	小田和湾	N35° 12'57"	E139° 36'23"				横須賀市
137	葉山沖	N35° 15'30"	E139° 33'36"				神奈川県
138	由比ヶ浜沖	N35° 17'12"	E139° 32'36"	○			神奈川県
139	七里ヶ浜沖	N35° 17'36"	E139° 30'12"				神奈川県
140	茅ヶ崎沖	N35° 18'06"	E139° 23'49"				茅ヶ崎市
141	平塚沖	N35° 18'24"	E139° 21'01"				平塚市
142	大磯沖	N35° 17'36"	E139° 17'13"	○			神奈川県
143	湾央東	N35° 14'48"	E139° 28'21"				神奈川県
144	湾央	N35° 14'48"	E139° 22'25"	○			神奈川県
145	湾央西	N35° 14'48"	E139° 16'25"				神奈川県
146	国府津沖	N35° 16'20"	E139° 13'33"				小田原市
147	小田原沖	N35° 14'48"	E139° 11'13"				小田原市
148	根府川沖	N35° 12'36"	E139° 09'37"	○	小田原市		
149	真鶴沖	N35° 09'43"	E139° 09'37"		神奈川県		
150	吉浜沖	N35° 08'38"	E139° 07'45"	○	神奈川県		

別表3 測定方法及び数値の取扱い方法

## 1 健康項目

項 目	測 定 方 法	報告下限値 (mg/L)	(参考) 環境基準値
カドミウム	JIS K 0102 55.2 電気加熱原子吸光法	0.0003	0.003 mg/L 以下
	〃 55.3 ICP 発光分光分析法		
	〃 55.4 ICP 質量分析法		
全 シ ア ン	JIS K 0102 38.1.2 (備考 11 を除く。以下同じ) 及び 38.2 吸光光度法	0.1	検出されないこと
	JIS K 0102 38.1.2 及び 38.3 吸光光度法		
	〃 38.1.2 及び 38.5 流れ分析法		
鉛	JIS K 0102 54.1 フレーム原子吸光法	0.005	0.01 mg/L 以下
	〃 54.2 電気加熱原子吸光法		
	〃 54.3 ICP 発光分光分析法		
	〃 54.4 ICP 質量分析法		
六 価 ク ロ ム	JIS K 0102 65.2.1 ジフェニルカルバジド 吸光光度法	0.02	0.05 mg/L 以下
	〃 65.2.3 電気加熱原子吸光法		
	〃 65.2.4 ICP 発光分光分析法		
	〃 65.2.5 ICP 質量分析法		
	〃 65.2.6 流れ分析法 (汽水又は海水を測定する場合にあっては、JIS K 0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)		
砒 素	JIS K 0102 61.2 水素化物発生原子吸光法	0.005	0.01 mg/L 以下
	〃 61.3 水素化物発生 ICP 発光分光分析法		
	〃 61.4 ICP 質量分析法		
総 水 銀	環境基準告示 付表 2 還元気化原子吸光光度法	0.0005	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	環境基準告示 付表 3 GC 法(ECD)	0.0005	検出されないこと
P C B	環境基準告示 付表 4 GC 法(ECD)	0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.02 mg/L 以下
	〃 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
四 塩 化 炭 素	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.002 mg/L 以下
	〃 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
1, 2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.004 mg/L 以下
	〃 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
1, 1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.1 mg/L 以下
	〃 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
シス-1, 2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.04 mg/L 以下
	〃 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
1, 1, 1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	1 mg/L 以下
	〃 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
1, 1, 2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.006 mg/L 以下
	〃 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		

項 目	測 定 方 法		報告下限値 (mg/L)	(参考) 環境基準値	
トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.1	ページ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.01 mg/L 以下	
	〃 5.2.1	ヘッドスペース GC-MS 法			
	〃 5.2.2	トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法			
テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.1	ページ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.01 mg/L 以下	
	〃 5.2.1	ヘッドスペース GC-MS 法			
	〃 5.2.2	トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法			
1,3-ジクロロベンゼン	JIS K 0125 5.1	ページ・トラップ GC-MS 法	0.0004	0.002 mg/L 以下	
	〃 5.2.1	ヘッドスペース GC-MS 法			
	〃 5.2.2	トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法			
チウラム	環境基準告示 付表5	高速液体クロマトグラフ法	0.0006	0.006 mg/L 以下	
シマジン	環境基準告示 〃	付表6の第1 GC-MS 法 付表6の第2 GC 法 (FTD)	0.0003	0.003 mg/L 以下	
チオベンカルブ	環境基準告示 〃	付表6の第1 GC-MS 法 付表6の第2 GC 法 (ECD) (FTD)	0.002	0.02 mg/L 以下	
ベンゼン	JIS K 0125 5.1	ページ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.01 mg/L 以下	
	〃 5.2.1	ヘッドスペース GC-MS 法			
	〃 5.2.2	トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法			
セレン	JIS K 0102 67.2	水素化合物発生原子吸光法	0.002	0.01 mg/L 以下	
	〃 67.3	水素化合物発生 ICP 発光分光分析法			
	〃 67.4	ICP 質量分析法			
硝酸性窒素	淡水	JIS K 0102 43.2.3 銅・カドミウム還元-ナフチル エチレンジアミン吸光光度法 〃 43.2.5 イオンクロマトグラフ法 〃 43.2.6 流れ分析法	0.05	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 10 mg/L 以下	
	海水	JIS K 0102 43.2.3 銅・カドミウム還元-ナフチル エチレンジアミン吸光光度法 〃 43.2.6 流れ分析法			
亜硝酸性窒素	淡水	JIS K 0102 43.1.1 ナフチルエチレンジアミン吸光光度法 〃 43.1.2 イオンクロマトグラフ法 〃 43.1.3 流れ分析法	0.05		
	海水	JIS K 0102 43.1.1 ナフチルエチレンジアミン吸光光度法 〃 43.1.3 流れ分析法			
ふっ素	JIS K 0102 34.1 (備考1を除く。)	吸光光度法 〃 34.1.1c (注(2)第3文及び備考1を除く。) に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)	0.08		0.8 mg/L 以下
	JIS K 0102 34.4	流れ分析法(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、JIS K 0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)			

項 目	測 定 方 法	報告下限値 (mg/L)	(参考) 環境基準値
ほ う 素	JIS K 0102 47.1 メチレンブルー吸光光度法	0.02	1 mg/L 以下
	〃 47.3 ICP 発光分光分析法		
	〃 47.4 ICP 質量分析法		
1,4-ジオキサン	環境基準告示 付表8の第1 活性炭抽出 GC-MS 法	0.005	0.05 mg/L 以下
	〃 付表8の第2 パージ・トラップ GC-MS 法		
	〃 付表8の第3 ヘッドスペース GC-MS 法		

## 2 生活環境項目

項 目	測 定 方 法	報告下限値 (mg/L)
pH	JIS K 0102 12.1 ガラス電極法	—
B O D	JIS K 0102 21	0.1
C O D	JIS K 0102 17 過マンガン酸カリウムによる酸素消費量	0.1
S S	環境基準告示 付表9	1
D O	JIS K 0102 32.1 よう素滴定法	0.1
	〃 32.3 隔膜電極法	
	〃 32.4 光学式センサ法	
大腸菌群数	環境基準告示 別表2備考4 最確数法	—
n-ヘキサン抽出物質	環境基準告示 付表14	0.5
全 窒 素	淡水 JIS K 0102 45.2 紫外線吸光光度法	0.05
	JIS K 0102 45.4 銅・カドミウムカラム還元法	
	海水 JIS K 0102 45.4 銅・カドミウムカラム還元法	0.02
全 燐	JIS K 0102 46.3.1 (備考9を除く。以下同じ。) ペルオキシ二硫酸カリウム分解法	0.003
	〃 46.3.1備考11 加熱濃縮操作	
全 亜 鉛	JIS K 0102 53.1 フレーム原子吸光法	0.001
	〃 53.2 電気加熱原子吸光法	
	〃 53.3 ICP 発光分光分析法	
	〃 53.4 ICP 質量分析法	
ノニルフェノール	環境基準告示 付表11 GC-MS 法	0.00006
直鎖アルキルベンゼン系 カルボン酸及びその塩	環境基準告示 付表12 LC/MS/MS 法	0.0006

## 3 特殊項目

項 目	測 定 方 法	報告下限値 (mg/L)
フェノール類	JIS K 0102 28.1.1 (備考2及び備考3を除く。)及び28.1.2 吸光光度法	0.005
銅	JIS K 0102 52.2 フレーム原子吸光法	0.01
	〃 52.3 電気加熱原子吸光法	
	〃 52.4 ICP 発光分光分析法	
	〃 52.5 ICP 質量分析法	
溶 解 性 鉄	JIS K 0102 57.2 フレーム原子吸光法	0.02
	〃 57.3 電気加熱原子吸光法	
	〃 57.4 ICP 発光分光分析法	
溶解性マンガン	JIS K 0102 56.2 フレーム原子吸光法	0.01
	〃 56.3 電気加熱原子吸光法	
	〃 56.4 ICP 発光分光分析法	
	〃 56.5 ICP 質量分析法	
	〃 56.5 ICP 質量分析法	

項 目	測 定 方 法	報告下限値 (mg/L)
ク ロ ム	JIS K 0102 65.1.1 ジフェニルカルバジド吸光光度法	0.02
	〃 65.1.3 電気加熱原子吸光法	
	〃 65.1.4 ICP 発光分光分析法	
	〃 65.1.5 ICP 質量分析法	
E P N	環境庁通知 付表1の第1 GC-MS 法	0.0006
	〃 付表1の第2 GC 法 (ECD) (FTD) (FPD)	
ニ ッ ケ ル	JIS K 0102 59.3 ICP 発光分光分析法	0.008
	環境庁通知 付表4 ICP 質量分析法	
	〃 付表5 電気加熱原子吸光法	

#### 4 その他項目

項 目	測 定 方 法	報告下限値 (mg/L)
アンモニア性窒素	JIS K 0102 42.1 (備考2及び3を除く。以下同じ。)及び42.2 吸光光度法	0.04
	〃 42.1及び42.6 流れ分析法	
	〃 42.1及び42.7 吸光光度法	
燐 酸 態 燐	JIS K 0102 46.1.1 吸光光度法	河川・湖沼0.005 海域0.001
	〃 46.1.1 備考6 吸光光度法	
電 気 伝 導 率	JIS K 0102 13	1 (mS/m)
塩化物イオン	JIS K 0102 35.1 硝酸銀滴定法	2
	〃 35.3 イオンクロマトグラフ法	
塩 分	海洋観測指針 5.3 サリノメータ法	—
陰性界面活性剤	JIS K 0102 30.1.1 メチレンブルー吸光光度法	0.03
	〃 30.1.4 流れ分析法	
クロロフィルa	上水試験方法 IV-2-25	—
トリハロメタン生成能	環境庁告示第30号別表に掲げる方法に準ずる方法	—
	(クロロホルム生成能)	0.0001
	(ブロモジクロロメタン生成能)	0.0001
	(ジブロモクロロメタン生成能)	0.0001
	(ブromoホルム生成能)	0.0001

(注1) 表中の用語は、次による。

○JIS：日本産業規格

○環境基準告示：昭和46年12月28日環境庁告示第59号

○環境庁告示第30号：平成7年6月16日環境庁告示第30号

○環境庁通知：平成5年4月28日環水規第121号(改定 平成11年3月12日付け環水企第89号、環水管第69号及び環水規第79号)

(注2) 有効数字

- ・有効数字は2桁(ただし、塩分は4桁)とし、3桁目以下又は報告下限値を下回る桁については切り捨てる。ただし、pHについては、小数第2位を四捨五入し小数点以下1桁までとし、DOについては、小数第2位以下を切り捨て小数点以下1桁までとする。

(注3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の報告値

- ・硝酸性窒素と亜硝酸性窒素については、両者の測定値の合計を求めた後に、(注2)の桁数処理を行う。ただし、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の測定値のいずれか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。
- ・硝酸性窒素と亜硝酸性窒素が両方とも報告下限値未満の場合には、報告下限値未満とする。



(注4) 環境基準値が複数物質の濃度の和とされている項目の報告値

- ・環境基準値が複数物質の濃度の和とされている環境基準項目（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除く。）については、当該物質それぞれの定量下限値を次のとおり設定する。

項目	定量下限値(mg/L)
ノニルフェノール	検量線作成時の最低濃度(原則として0.01 $\mu$ g/mL。ただし、検出が困難な異性体については0.01～0.06 $\mu$ g/mLの範囲で設定する。)にFIDから求めた異性体組成比と濃縮倍率の逆数を乗じ、有効数字2桁で切り上げた値
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	0.00002

- ・報告値については、まず、当該物質それぞれの測定値の合計を求めた後に、(注2)の桁数処理を行う。ただし、当該物質の測定値のいずれかが前項で定める定量下限値未満の場合は、その定量下限値未満に代えて定量下限値の数値を測定値として扱う。

## 2 令和2年度地下水水質測定計画（抜粋）

### 1 目的

この計画は、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、神奈川県内の地下水質の測定について必要な事項を定めるものである。

### 2 実施期間

令和2年4月から令和3年3月までとする。

### 3 調査の種類

調査の種類は、次のとおりとする。

#### (1) 概況調査

県内の全体的な地下水質の状況を把握するため実施する水質調査とし、次の方式により調査を実施する。

##### ア メッシュ調査

県内を2kmメッシュに分割し、メッシュ内に存在する井戸を原則1つ選定し、その井戸の水質について調査する。

なお、有害物質を使用した履歴がある工場・事業場等の立地状況や、地下水の利用の状況等を勘案した上で、さらに新たな地下水汚染を発見するために重点的な調査を必要とする場合は、重点メッシュとし、同一メッシュ内で複数地点を調査する。

##### イ 定点調査

定点において長期的な観点から水質の経年的変化を調査する。

#### (2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するとともに、汚染原因の究明に資するために調査する。

#### (3) 継続監視調査

汚染地域について継続的に監視を行うために調査する。

なお、継続監視調査は、汚染が改善されたことが確認された時点で終了とする。

### 4 測定項目

原則として次に掲げるとおりとする。

調査の種類	測定項目	
概況調査	環境基準項目	(1)カドミウム (2)全シアン (3)鉛 (4)六価クロム (5)砒素 (6)総水銀 (7)アルキル水銀 <sup>(*)</sup> (8)PCB (9)ジクロロメタン (10)四塩化炭素 (11)クロロエチレン (12)1,2-ジクロロエタン (13)1,1-ジクロロエチレン (14)1,2-ジクロロエチレン (15)1,1,1-トリクロロエタン (16)1,1,2-トリクロロエタン (17)トリクロロエチレン (18)テトラクロロエチレン (19)1,3-ジクロロプロペン (20)チウラム (21)シマジン (22)チオベンカルブ (23)ベンゼン (24)セレン (25)硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (26)ふっ素 (27)ほう素 (28)1,4-ジオキサン *アルキル水銀については、総水銀が検出されたときのみ測定する。
	一般項目	(29)電気伝導率 (30)pH (31)水温 (32)臭気 (33)外観
汚染井戸 周辺地区調査	汚染範囲を確認するために必要な項目	
継続監視調査	基準超過項目、超過のおそれのある項目及び一般項目	

- 5 測定頻度  
概況調査及び継続監視調査は、原則として年1回、10月に実施とする。
- 6 測定地点及び測定機関  
別表1に掲げるとおりとする。
- 7 測定方法等  
測定方法及び測定結果の数値の取扱いは、別表2に掲げる方法による。
- 8 測定結果の報告  
測定機関は、測定結果を地下水質測定結果報告書（別に定める様式）により神奈川県知事に報告する。
- 9 測定結果の公表  
地下水質測定計画に基づき各測定機関が行った測定結果の公表は、各測定機関が個別に行うほか、神奈川県知事が取りまとめて行う。
- 10 その他  
この計画に定めない事項については、各測定機関が協議して定めるものとする。

## 別表1 測定地点及び測定機関

### 1 総括表

調査区分	概況調査			継続監視調査	合計
	定点調査	メッシュ調査	計		
地点数	96	110	206	124	330

### 内 訳

#### (1) 深度区分

	浅井戸	深井戸	不明	計
定点調査	63	31	2	96
メッシュ調査	77	18	15	110
継続監視調査	100	22	2	124
総 計	240	71	19	330

- (注) ・「浅井戸」…不圧帯水層から取水する井戸。一般的に水質は地上の条件に影響されやすい。  
 ・「深井戸」…被圧帯水層から取水する井戸。一般的に水質は地上の条件に影響されにくい。  
 (不圧帯水層か被圧帯水層か不明の場合は、井戸深度が30mを目途に分類)

#### (2) 用途区分

	一般 飲用	生活 用水	工業 用水	農業 用水	営業 用水	飲用 原料	池用水	水道 水源	その他	不明	計
定点調査	17	41	12	2	5	0	3	0	16	0	96
メッシュ調査	32	62	2	3	1	0	1	0	9	0	110
継続監視調査	3	81	7	9	8	0	3	0	0	13	124
総 計	52	184	21	14	14	0	7	0	25	13	330

- (注) ・「一般飲用」…主に一般家庭で飲用として用いられているもの。(量の大小は問わない)  
 ・「生活用水」…主に一般家庭で洗濯、風呂、洗車、水まき等に用いられているもの。  
 ・「営業用水」…銭湯等に用いられているもの。  
 ・「飲用原料」…飲料水を製造する原料として用いられているもの。  
 ・「その他」…その他の利用用途のもの。(現在使用していないものを含む)

2 概況調査  
 (1) 定点調査

調査番号	測定地点	井戸の諸元		測定機関
		浅・深井戸の別	用途	
1	横浜市鶴見区岸谷	浅井戸	その他	横浜市
2	横浜市神奈川区三ツ沢西町	不明	その他	横浜市
3	横浜市瀬谷区二ツ橋町	浅井戸	その他	横浜市
4	横浜市南区中里	不明	その他	横浜市
5	横浜市栄区上郷町	浅井戸	その他	横浜市
6	横浜市金沢区富岡東	浅井戸	その他	横浜市
7	川崎市麻生区黒川	深井戸	農業用水	川崎市
8	川崎市麻生区上麻生	浅井戸	生活用水	川崎市
9	川崎市麻生区高石	浅井戸	生活用水	川崎市
10	川崎市麻生区下麻生	浅井戸	生活用水	川崎市
11	川崎市宮前区菅生	深井戸	営業用水	川崎市
12	川崎市宮前区馬絹	浅井戸	生活用水	川崎市
13	川崎市中原区下小田中	浅井戸	生活用水	川崎市
14	川崎市幸区南加瀬	浅井戸	生活用水	川崎市
15	川崎市川崎区大島	浅井戸	営業用水	川崎市
16	横須賀市小原台	浅井戸	生活用水	横須賀市
17	藤沢市辻堂新町	深井戸	その他	藤沢市
18	藤沢市辻堂	浅井戸	生活用水	藤沢市
19	藤沢市鶴沼石上	浅井戸	生活用水	藤沢市
20	藤沢市片瀬	深井戸	工業用水	藤沢市
21	藤沢市長後	浅井戸	生活用水	藤沢市
22	藤沢市打戻	浅井戸	生活用水	藤沢市
23	藤沢市天神町	深井戸	その他	藤沢市
24	藤沢市本藤沢	浅井戸	その他	藤沢市
25	相模原市南区相武台	深井戸	営業用水	相模原市
26	相模原市中央区田名塩田	浅井戸	その他	相模原市
27	相模原市中央区千代田	深井戸	営業用水	相模原市
28	相模原市南区磯部	浅井戸	生活用水	相模原市
29	相模原市南区文京	深井戸	一般飲用	相模原市
30	相模原市緑区西橋本	深井戸	工業用水	相模原市
31	相模原市緑区広田	深井戸	工業用水	相模原市
32	相模原市緑区中野	深井戸	一般飲用	相模原市
33	相模原市緑区若柳	浅井戸	一般飲用	相模原市
34	相模原市緑区吉野	浅井戸	一般飲用	相模原市
35	小田原市早川	浅井戸	一般飲用	小田原市
36	小田原市下大井	深井戸	一般飲用	小田原市
37	小田原市成田	深井戸	一般飲用	小田原市
38	小田原市酒匂	浅井戸	一般飲用	小田原市
39	大和市深見	浅井戸	生活用水	大和市
40	大和市上草柳	深井戸	池用水	大和市
41	大和市上草柳	浅井戸	生活用水	大和市
42	大和市草柳	深井戸	一般飲用	大和市
43	平塚市北金目	深井戸	生活用水	平塚市
44	平塚市南金目	浅井戸	生活用水	平塚市
45	平塚市片岡	浅井戸	その他	平塚市
46	平塚市土屋	浅井戸	生活用水	平塚市
47	平塚市新町	浅井戸	工業用水	平塚市
48	平塚市新町	深井戸	工業用水	平塚市
49	平塚市久領堤	深井戸	工業用水	平塚市
50	平塚市札場町	浅井戸	生活用水	平塚市
51	厚木市金田	深井戸	工業用水	厚木市

調査番号	測定地点	井戸の諸元		測定機関
		浅・深井戸の別	用途	
52	厚木市戸室	浅井戸	池用水	厚木市
53	厚木市小野	浅井戸	生活用水	厚木市
54	厚木市戸田	浅井戸	生活用水	厚木市
55	厚木市戸田	深井戸	農業用水	厚木市
56	厚木市金田	浅井戸	生活用水	厚木市
57	茅ヶ崎市堤	浅井戸	生活用水	茅ヶ崎市
58	茅ヶ崎市甘沼	深井戸	一般飲用	茅ヶ崎市
59	茅ヶ崎市本村	深井戸	生活用水	茅ヶ崎市
60	鎌倉市小町	浅井戸	その他	神奈川県
61	逗子市逗子	浅井戸	生活用水	神奈川県
62	三浦市三崎町六合	浅井戸	生活用水	神奈川県
63	秦野市菩提	深井戸	生活用水	神奈川県
64	秦野市堀西	浅井戸	生活用水	神奈川県
65	秦野市末広町	浅井戸	生活用水	神奈川県
66	秦野市鶴巻	浅井戸	その他	神奈川県
67	秦野市下大槻	浅井戸	その他	神奈川県
68	伊勢原市下糟屋	深井戸	生活用水	神奈川県
69	伊勢原市板戸	浅井戸	生活用水	神奈川県
70	伊勢原市神戸	深井戸	工業用水	神奈川県
71	海老名市下今泉	浅井戸	生活用水	神奈川県
72	海老名市大谷北	浅井戸	一般飲用	神奈川県
73	海老名市大谷北	深井戸	一般飲用	神奈川県
74	座間市緑ヶ丘	浅井戸	営業用水	神奈川県
75	座間市栗原	深井戸	一般飲用	神奈川県
76	座間市ひばりが丘	深井戸	工業用水	神奈川県
77	南足柄市関本	浅井戸	生活用水	神奈川県
78	綾瀬市小園	浅井戸	生活用水	神奈川県
79	綾瀬市深谷中	浅井戸	その他	神奈川県
80	葉山町一色	浅井戸	生活用水	神奈川県
81	寒川町小動	浅井戸	生活用水	神奈川県
82	寒川町一之宮	浅井戸	一般飲用	神奈川県
83	大磯町大磯	浅井戸	生活用水	神奈川県
84	二宮町二宮	浅井戸	その他	神奈川県
85	中井町井ノ口	深井戸	一般飲用	神奈川県
86	中井町比奈窪	深井戸	池用水	神奈川県
87	大井町西大井	浅井戸	生活用水	神奈川県
88	松田町松田庶子	浅井戸	生活用水	神奈川県
89	山北町山北	浅井戸	工業用水	神奈川県
90	開成町吉田島	浅井戸	一般飲用	神奈川県
91	箱根町湯本	浅井戸	生活用水	神奈川県
92	真鶴町真鶴	浅井戸	生活用水	神奈川県
93	湯河原町宮下	浅井戸	生活用水	神奈川県
94	愛川町田代	浅井戸	工業用水	神奈川県
95	愛川町中津	深井戸	工業用水	神奈川県
96	清川村煤ヶ谷	浅井戸	一般飲用	神奈川県

## (2) メッシュ調査

調査メッシュ番号	測定地点	井戸の諸元		測定機関
		浅・深井戸の別	用途	
2309	横浜市旭区上川井町	浅井戸	生活用水	横浜市
2401	横浜市緑区三保町	浅井戸	生活用水	横浜市
2403	横浜市緑区寺山町	浅井戸	生活用水	横浜市
2405	横浜市緑区鴨居町	浅井戸	生活用水	横浜市
2406	横浜市神奈川区菅田町	浅井戸	生活用水	横浜市
2418	横浜市港北区新羽町	浅井戸	生活用水	横浜市
2511	横浜市鶴見区上の宮	浅井戸	生活用水	横浜市
2502	横浜市鶴見区東寺尾	浅井戸	生活用水	横浜市
2514	横浜市鶴見区市場下町	浅井戸	生活用水	横浜市
1399	横浜市旭区上川井町	浅井戸	生活用水	横浜市
1490	横浜市旭区川井本町	浅井戸	生活用水	横浜市
1492	横浜市旭区上白根町	浅井戸	生活用水	横浜市
1484	横浜市保土ヶ谷区新井町	浅井戸	生活用水	横浜市
0487	横浜市港南区大久保	浅井戸	生活用水	横浜市
0488	横浜市港南区上大岡東	浅井戸	生活用水	横浜市
0378	横浜市泉区下飯田町	浅井戸	生活用水	横浜市
0470	横浜市戸塚区汲沢	浅井戸	生活用水	横浜市
0463	横浜市戸塚区上倉田町	浅井戸	生活用水	横浜市
0474	横浜市戸塚区舞岡町	浅井戸	生活用水	横浜市
0477	横浜市港南区笹下	浅井戸	生活用水	横浜市
0478	横浜市港南区笹下	浅井戸	生活用水	横浜市
0451	横浜市戸塚区小雀町	浅井戸	生活用水	横浜市
0453	横浜市栄区長沼町	浅井戸	生活用水	横浜市
0444	横浜市栄区小菅ヶ谷	浅井戸	生活用水	横浜市
0447	横浜市磯子区峰町	浅井戸	生活用水	横浜市
2516	川崎市川崎区小田	浅井戸	工業用水	川崎市
2552	川崎市幸区南加瀬	浅井戸	一般飲用	川崎市
2592	川崎市中原区小杉陣屋町	浅井戸	生活用水	川崎市
2489	川崎市高津区千年	浅井戸	一般飲用	川崎市
3438	川崎市高津区宇奈根	浅井戸	一般飲用	川崎市
3425	川崎市宮前区平	浅井戸	一般飲用	川崎市
3421	川崎市麻生区高石	浅井戸	一般飲用	川崎市
2490	川崎市麻生区下麻生	浅井戸	一般飲用	川崎市
3336	川崎市麻生区黒川	浅井戸	一般飲用	川崎市
6449	横須賀市長井	浅井戸	農業用水	横須賀市
6540	横須賀市長井	浅井戸	生活用水	横須賀市
6543	横須賀市津久井	浅井戸	生活用水	横須賀市
6544	横須賀市長沢	浅井戸	生活用水	横須賀市
6560	横須賀市林	浅井戸	生活用水	横須賀市
6572	横須賀市武	浅井戸	生活用水	横須賀市
6575	横須賀市久村	浅井戸	生活用水	横須賀市
0372	藤沢市宮原	浅井戸	生活用水	藤沢市
0374	藤沢市遠藤	浅井戸	生活用水	藤沢市
0383	藤沢市用田	浅井戸	生活用水	藤沢市
0384	藤沢市菖蒲沢	深井戸	工業用水	藤沢市
2191	相模原市緑区牧野	浅井戸	営業用水	相模原市
2257	相模原市中央区田名	浅井戸	生活用水	相模原市
2271	相模原市緑区長竹	浅井戸	生活用水	相模原市
2282	相模原市緑区根小屋	浅井戸	一般飲用	相模原市
2286	相模原市中央区田名	深井戸	生活用水	相模原市
2345	相模原市南区上鶴間本町	深井戸	その他	相模原市
2340	相模原市南区下溝	深井戸	生活用水	相模原市
2381	相模原市中央区鹿沼台	浅井戸	一般飲用	相模原市
3108	相模原市緑区三ヶ木	浅井戸	その他	相模原市

調査メッシュ番号	測定地点	井戸の諸元		測定機関
		浅・深井戸の別	用途	
3120	相模原市緑区名倉	浅井戸	一般飲用	相模原市
3135	相模原市緑区与瀬本町	浅井戸	生活用水	相模原市
3226	相模原市緑区元橋本町	浅井戸	生活用水	相模原市
3233	相模原市緑区川尻	浅井戸	生活用水	相模原市
6192	小田原市本町	深井戸	一般飲用	小田原市
7103	小田原市栄町	深井戸	生活用水	小田原市
7121	小田原市久野	浅井戸	生活用水	小田原市
7141	小田原市飯田岡	浅井戸	一般飲用	小田原市
1385	大和市南林間	深井戸	その他	大和市
1346	大和市柳橋	浅井戸	池用水	大和市
0221	平塚市南金目	浅井戸	生活用水	平塚市
0225	平塚市豊田本郷	浅井戸	生活用水	平塚市
0238	平塚市東真土	浅井戸	生活用水	平塚市
7295	平塚市上平塚	浅井戸	生活用水	平塚市
7298	平塚市馬入本町	浅井戸	生活用水	平塚市
1286	厚木市中荻野	深井戸	生活用水	厚木市
1267	厚木市及川	深井戸	生活用水	厚木市
1246	厚木市飯山	浅井戸	生活用水	厚木市
1226	厚木市愛名	浅井戸	生活用水	厚木市
1207	厚木市愛甲	深井戸	農業用水	厚木市
0313	茅ヶ崎市高田	浅井戸	一般飲用	茅ヶ崎市
7393	茅ヶ崎市東海岸北	浅井戸	生活用水	茅ヶ崎市
6541	三浦市初声町高円坊	浅井戸	その他	神奈川県
6429	三浦市初声町下宮田	不明	その他	神奈川県
6521	三浦市初声町下宮田	不明	生活用水	神奈川県
6522	三浦市南下浦町上宮田	不明	農業用水	神奈川県
6419	三浦市初声町下宮田	不明	生活用水	神奈川県
6511	三浦市南下浦町菊名	不明	生活用水	神奈川県
6502	三浦市南下浦町金田	浅井戸	生活用水	神奈川県
5489	三浦市三崎町諸磯	不明	生活用水	神奈川県
5580	三浦市原町	不明	生活用水	神奈川県
5592	三浦市南下浦町金田	不明	その他	神奈川県
5479	三浦市白石町	不明	その他	神奈川県
5570	三浦市岬陽町	浅井戸	その他	神奈川県
5574	三浦市南下浦町松輪	浅井戸	その他	神奈川県
1222	伊勢原市日向	浅井戸	一般飲用	神奈川県
1200	伊勢原市大山	不明	一般飲用	神奈川県
1213	伊勢原市日向	浅井戸	一般飲用	神奈川県
1205	伊勢原市高森	深井戸	一般飲用	神奈川県
1206	伊勢原市高森	不明	一般飲用	神奈川県
0292	伊勢原市上粕屋	深井戸	一般飲用	神奈川県
0284	伊勢原市板戸	不明	一般飲用	神奈川県
0273	伊勢原市板戸	浅井戸	一般飲用	神奈川県
0264	伊勢原市東大竹	不明	一般飲用	神奈川県
0276	伊勢原市上谷	浅井戸	一般飲用	神奈川県
0255	伊勢原市東大竹	浅井戸	一般飲用	神奈川県
7739	箱根町仙石原	深井戸	一般飲用	神奈川県
7020	箱根町仙石原	浅井戸	生活用水	神奈川県
7010	箱根町仙石原	深井戸	一般飲用	神奈川県
7003	箱根町宮城野	不明	生活用水	神奈川県
7004	箱根町宮城野	深井戸	一般飲用	神奈川県
6083	箱根町小涌谷	深井戸	一般飲用	神奈川県
6085	箱根町宮ノ下	浅井戸	一般飲用	神奈川県
6087	箱根町塔ノ沢	深井戸	一般飲用	神奈川県
6066	箱根町湯本茶屋	不明	一般飲用	神奈川県
6042	箱根町仙石原	深井戸	一般飲用	神奈川県



## (3) 継続監視調査

調査 番号	測定地点	井戸の諸元		測定項目**	測定機関
		浅・深井戸の別	用途		
1	横浜市鶴見区上末吉	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
2	横浜市神奈川区松見町	横井戸	池用水	(25)	横浜市
3	横浜市神奈川区六角橋	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
4	横浜市神奈川区六角橋	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
5	横浜市港北区高田町	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
6	横浜市港北区高田町	浅井戸	その他	(25)	横浜市
7	横浜市港北区菊名	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
8	横浜市都筑区東方町	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
9	横浜市都筑区大熊町	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
10	横浜市青葉区市ケ尾町	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
11	横浜市緑区長津田町	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
12	横浜市緑区上山	浅井戸	生活用水	(3)	横浜市
13	横浜市瀬谷区橋戸	深井戸	生活用水	(13), (14), (15), (17), (18)	横浜市
14	横浜市瀬谷区相沢	深井戸	農業用水	(13), (14), (15), (17), (18)	横浜市
15	横浜市旭区今川町	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
16	横浜市旭区下川井町	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
17	横浜市保土ヶ谷区宮田町	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
18	横浜市中区本牧元町	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
19	横浜市南区六ツ川	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
20	横浜市戸塚区平戸町	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
21	横浜市戸塚区平戸町	深井戸	農業用水	(25)	横浜市
22	横浜市泉区和泉町	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
23	横浜市泉区新橋町	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
24	川崎市宮前区土橋	深井戸	生活用水	(11) (13) (14) (15) (16) (17) (18)	川崎市
25	川崎市幸区東古市場	浅井戸	生活用水	(11) (13) (14) (15) (16) (17) (18)	川崎市
26	川崎市多摩区栗谷	浅井戸	その他	(11) (13) (14) (15) (16) (17) (18)	川崎市
27	川崎市宮前区野川	浅井戸	農業用水	(25)	川崎市
28	川崎市多摩区堰	浅井戸	生活用水	(11) (13) (14) (15) (16) (17) (18)	川崎市
29	川崎市高津区末長	深井戸	工業用水	(11) (13) (14) (15) (16) (17) (18)	川崎市
30	川崎市高津区蟹ヶ谷	浅井戸	生活用水	(11) (13) (14) (15) (16) (17) (18)	川崎市
31	川崎市川崎区堤根	浅井戸	その他	(11) (13) (14) (15) (16) (17) (18)	川崎市
32	川崎市川崎区浜町	浅井戸	その他	(11) (13) (14) (15) (16) (17) (18)	川崎市
33	川崎市宮前区菅生	浅井戸	生活用水	(11) (13) (14) (15) (16) (17) (18)	川崎市
34	川崎市宮前区犬蔵	浅井戸	その他	(25)	川崎市
35	川崎市多摩区堰	浅井戸	生活用水	(11) (13) (14) (15) (16) (17) (18)	川崎市
36	川崎市麻生区細山	浅井戸	その他	(25)	川崎市
37	川崎市宮前区西野川	浅井戸	農業用水	(25)	川崎市
38	川崎市高津区久末	浅井戸	生活用水	(25)	川崎市
39	川崎市宮前区初山	浅井戸	生活用水	(11) (13) (14) (15) (16) (17) (18)	川崎市
40	川崎市高津区梶ヶ谷	浅井戸	生活用水	(11) (13) (14) (15) (16) (17) (18)	川崎市
41	川崎市高津区末長	浅井戸	生活用水	(25)	川崎市
42	川崎市高津区久末	浅井戸	生活用水	(11) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (25)	川崎市
43	川崎市高津区坂戸	浅井戸	生活用水	(25)	川崎市
44	川崎市高津区二子	浅井戸	生活用水	(11) (13) (14) (15) (16) (17) (18)	川崎市
45	川崎市高津区二子	浅井戸	農業用水	(11) (13) (14) (15) (16) (17) (18)	川崎市
46	川崎市幸区小向仲野町	浅井戸	生活用水	(11) (13) (14) (15) (16) (17) (18)	川崎市
47	川崎市幸区小向町	浅井戸	生活用水	(11) (13) (14) (15) (16) (17) (18)	川崎市
48	川崎市中原区上平間	浅井戸	生活用水	(25)	川崎市
49	川崎市宮前区犬蔵	浅井戸	生活用水	(25)	川崎市
50	川崎市幸区塚越	深井戸	営業用水	(11) (13) (14) (15) (16) (17) (18)	川崎市
51	川崎市高津区梶ヶ谷	深井戸	営業用水	(11) (13) (14) (15) (16) (17) (18)	川崎市
52	横須賀市長井	浅井戸	生活用水	(25)	横須賀市
53	横須賀市長井	浅井戸	生活用水	(25)	横須賀市
54	横須賀市長井	浅井戸	生活用水	(25)	横須賀市
55	藤沢市石川	浅井戸	生活用水	(11) (13) (14) (15) (17) (18)	藤沢市
56	藤沢市本藤沢	浅井戸	生活用水	(11) (13) (14) (15) (17) (18)	藤沢市
57	藤沢市遠藤	浅井戸	生活用水	(25)	藤沢市
58	藤沢市亀井野	浅井戸	生活用水	(25)	藤沢市
59	相模原市中央区東淵野辺	深井戸	営業用水	(10), (15), (17), (18)	相模原市
60	相模原市緑区大島	浅井戸	生活用水	(25)	相模原市
61	相模原市中央区田名	浅井戸	工業用水	(25)	相模原市
62	相模原市南区西大沼	浅井戸	一般飲用	(25)	相模原市

調査番号	測定地点	井戸の諸元		測定項目**	測定機関
		浅・深井戸の別	用途		
63	相模原市緑区日連	浅井戸	生活用水	(25)	相模原市
64	相模原市緑区大島	浅井戸	営業用水	(25)	相模原市
65	大和市上和田	浅井戸	農業用水	(25)	大和市
66	大和市深見東	深井戸	工業用水	(4)	大和市
67	平塚市上吉沢	浅井戸	その他	(25)	平塚市
68	平塚市下吉沢	浅井戸	生活用水	(25)	平塚市
69	平塚市代官町	浅井戸	生活用水	(18)	平塚市
70	平塚市四之宮	浅井戸	生活用水	(18)	平塚市
71	平塚市土屋	深井戸	農業用水	(25)	平塚市
72	平塚市吉際	浅井戸	その他	(25)	平塚市
73	平塚市万田	浅井戸	生活用水	(25)	平塚市
74	平塚市大神	浅井戸	生活用水	(25)	平塚市
75	平塚市岡崎	浅井戸	生活用水	(25)	平塚市
76	厚木市戸室	深井戸	営業用水	(15) (17) (18)	厚木市
77	厚木市上古沢	浅井戸	池用水	(17)	厚木市
78	厚木市上依知	深井戸	工業用水	(13) (14) (15) (17) (18)	厚木市
79	厚木市旭町	深井戸	生活用水	(14) (17)	厚木市
80	厚木市棚沢	浅井戸	生活用水	(25)	厚木市
81	厚木市飯山	深井戸	生活用水	(27)	厚木市
82	厚木市下川入	浅井戸	生活用水	(17) (18)	厚木市
83	茅ヶ崎市堤	浅井戸	生活用水	(25)	茅ヶ崎市
84	茅ヶ崎市下寺尾	浅井戸	生活用水	(25)	茅ヶ崎市
85	茅ヶ崎市赤羽根	浅井戸	生活用水	(25)	茅ヶ崎市
86	茅ヶ崎市十間坂	浅井戸	生活用水	(13) (14) (17)	茅ヶ崎市
87	茅ヶ崎市本村	浅井戸	生活用水	(13) (14) (17)	茅ヶ崎市
88	茅ヶ崎市円蔵	浅井戸	生活用水	(25)	茅ヶ崎市
89	茅ヶ崎市富士見町	浅井戸	生活用水	(5)	茅ヶ崎市
90	鎌倉市材木座	浅井戸	生活用水	(5)	神奈川県
91	鎌倉市台	浅井戸	生活用水	(11) (14) (17)	神奈川県
92	鎌倉市大町	浅井戸	生活用水	(5)	神奈川県
93	三浦市南下浦町毘沙門	浅井戸	生活用水	(25)	神奈川県
94	三浦市栄町	浅井戸	生活用水	(25)	神奈川県
95	三浦市三崎町諸磯	浅井戸	その他	(25)	神奈川県
96	三浦市南下浦町金田	浅井戸	生活用水	(25)	神奈川県
97	三浦市南下浦町金田	浅井戸	池用水	(25)	神奈川県
98	三浦市初声町和田	不明	生活用水	(25)	神奈川県
99	三浦市南下浦町上宮田	不明	生活用水	(25)	神奈川県
100	秦野市戸川	深井戸	工業用水	(11) (17) (18)	神奈川県
101	秦野市曾屋	深井戸	工業用水	(11) (17) (18)	神奈川県
102	秦野市南矢名	浅井戸	生活用水	(25)	神奈川県
103	秦野市今泉	浅井戸	生活用水	(25)	神奈川県
104	秦野市堀山下	浅井戸	その他	(25)	神奈川県
105	秦野市上大槻	浅井戸	その他	(25)	神奈川県
106	秦野市鶴巻	浅井戸	その他	(25)	神奈川県
107	伊勢原市沼目	浅井戸	生活用水	(25)	神奈川県
108	伊勢原市西富岡	浅井戸	生活用水	(25)	神奈川県
109	伊勢原市伊勢原	浅井戸	生活用水	(25)	神奈川県
110	海老名市本郷	深井戸	営業用水	(11) (13) (14) (15) (17) (18) (28)	神奈川県
111	海老名市本郷	浅井戸	生活用水	(25)	神奈川県
112	海老名市大谷北	浅井戸	一般飲用	(25)	神奈川県
113	座間市広野台	深井戸	営業用水	(17) (18)	神奈川県
114	綾瀬市早川	浅井戸	その他	(25)	神奈川県
115	綾瀬市早川	深井戸	農業用水	(25)	神奈川県
116	綾瀬市吉岡	浅井戸	生活用水	(25)	神奈川県
117	綾瀬市落合南	深井戸	農業用水	(25)	神奈川県
118	綾瀬市吉岡	浅井戸	生活用水	(11) (14) (17) (18) (28)	神奈川県
119	綾瀬市深谷中	浅井戸	生活用水	(25)	神奈川県
120	寒川町一之宮	深井戸	工業用水	(11) (14) (17) (18) (28)	神奈川県
121	大磯町国府本郷	浅井戸	一般飲用	(25)	神奈川県
122	大磯町生沢	浅井戸	生活用水	(25)	神奈川県
123	中井町井ノ口	浅井戸	生活用水	(25)	神奈川県
124	松田町寄	深井戸	営業用水	(25)	神奈川県

※測定項目に記載された番号はP25の「4 測定項目」に示す番号

別表 2 測定方法及び数値の取扱い方法

1 環境基準項目

項 目	測 定 方 法	報告下限値 (mg/L)	(参考) 環境基準値
カ ド ミ ウ ム	JIS K 0102 55.2 電気加熱原子吸光法	0.0003	0.003 mg/L 以下
	〃 55.3 ICP 発光分光分析法		
	〃 55.4 ICP 質量分析法		
全 シ ア ン	JIS K 0102 38.1.2 (備考 11 を除く。以下同じ) 及び 38.2 吸光光度法	0.1	検出されないこと
	〃 38.1.2 及び 38.3 吸光光度法		
	〃 38.1.2 及び 38.5 流れ分析法		
鉛	JIS K 0102 54.1 フレム原子吸光法	0.005	0.01 mg/L 以下
	〃 54.2 電気加熱原子吸光法		
	〃 54.3 ICP 発光分光分析法		
	〃 54.4 ICP 質量分析法		
六 価 ク ロ ム	JIS K 0102 65.2.1 ジフェニルピリジン吸光光度法	0.02	0.05 mg/L 以下
	〃 65.2.3 電気加熱原子吸光法		
	〃 65.2.4 ICP 発光分光分析法		
	〃 65.2.5 ICP 質量分析法		
	〃 65.2.6 流れ分析法(塩分の濃度の高い 試料を測定する場合にあっては、 JIS K 0170-7 の 7 の a) 又は b) に 定める操作を行うものとする。)		
砒 素	JIS K 0102 61.2 水素化物発生原子吸光法	0.005	0.01 mg/L 以下
	〃 61.3 水素化物発生 ICP 発光分光分析法		
	〃 61.4 ICP 質量分析法		
総 水 銀	環境基準告示 付表 2 還元酸化原子吸光光度法	0.0005	0.0005 mg/L 以下
ア ル キ ル 水 銀	環境基準告示 付表 3 GC 法(ECD)	0.0005	検出されないこと
P C B	環境基準告示 付表 4 GC 法(ECD)	0.0005	検出されないこと
ジ ク ロ ロ メ タ ン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.02 mg/L 以下
	〃 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
四 塩 化 炭 素	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.002 mg/L 以下
	〃 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
ク ロ ロ エ チ レ ン	環境庁告示第 10 号 付表の第 1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.002 mg/L 以下
	〃 付表の第 2 ヘッドスペース GC-MS 法		
1, 2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.004 mg/L 以下
	〃 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
1, 1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.1 mg/L 以下
	〃 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
シス-1, 2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	1, 2-ジクロロエチレン 0.04 mg/L 以下
	〃 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	1 mg/L 以下
	〃 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
1, 1, 1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.006 mg/L 以下
	〃 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
1, 1, 2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.01mg/L 以下
	〃 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.01mg/L 以下
	〃 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		

項 目	測 定 方 法	報告下限値 (mg/L)	(参考) 環境基準値
テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法 " 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法 " 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法	0.0002	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法 " 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法 " 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法	0.0004	0.002 mg/L 以下
チ ウ ラ ム	環境基準告示 付表5 高速液体クロマトグラフ法	0.0006	0.006 mg/L 以下
シ マ ジ ン	環境基準告示 付表6の第1 GC-MS 法 " 付表6の第2 GC 法 (FTD)	0.0003	0.003 mg/L 以下
チ オ ベ ン カ ル ブ	環境基準告示 付表6の第1 GC-MS 法 " 付表6の第2 GC 法 (FTD) (ECD)	0.002	0.02 mg/L 以下
ベ ン ゼ ン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法 " 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法 " 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法	0.0002	0.01 mg/L 以下
セ レ ン	JIS K 0102 67.2 水素化合物発生原子吸光法 " 67.3 水素化合物発生 ICP 発光分光分析法 " 67.4 ICP 質量分析法	0.002	0.01 mg/L 以下
硝 酸 性 窒 素	JIS K 0102 43.2.3 銅・カドミウム還元-ナフチルエチレンジアミン吸光光度法 " 43.2.5 イオンクロマトグラフ法 " 43.2.6 流れ分析法	0.05	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素
亜 硝 酸 性 窒 素	JIS K 0102 43.1.1 ナフチルエチレンジアミン吸光光度法 " 43.1.2 イオンクロマトグラフ法 " 43.1.3 流れ分析法	0.05	10 mg/L 以下
ふ つ 素	JIS K 0102 34.1 (備考1を除く。) 吸光光度法 " 34.1.1c) (注(2)第3文及び備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び環境基準告示 付表7イオンクロマトグラフ法 JIS K 0102 34.4 流れ分析法(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、JIS K 0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)	0.08	0.8 mg/L 以下
ほ う 素	JIS K 0102 47.1 メチレンブルー吸光光度法 " 47.3 ICP 発光分光分析法 " 47.4 ICP 質量分析法	0.02	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	環境基準告示 付表8の第1 活性炭抽出 GC-MS 法 " 付表8の第2 パージ・トラップ GC-MS 法 " 付表8の第3 ヘッドスペース GC-MS 法	0.005	0.05 mg/L 以下

## 2 一般項目

項 目	測 定 方 法	報告下限値	(参考) 評価基準値
電 気 伝 導 率	JIS K 0102 13	1 mS/m	—
pH	JIS K 0102 12.1 ガラス電極法	—	5.8以上8.6以下

(注1) 表中の用語は、次による。

○JIS：日本産業規格

○環境基準告示：昭和46年12月28日環境庁告示第59号

○環境庁告示第10号：平成9年3月13日環境庁告示第10号

(注2) 有効数字

ア 有効数字を2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。pHについては、小数第2位を四捨五入し、小数点以下1桁までとする。

イ 報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。

ウ 環境基準値が2物質の濃度の和とされている項目については、まず、2物質の測定値の合計値を求めた後に、上記のア及びイの桁数処理を行う。ただし、2物質の測定値のいずれか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。

(注3) 報告下限値

環境基準値が2物質の濃度の和とされている項目については、当該2物質それぞれの報告下限値を合計して得た値を報告下限値とし、2物質がいずれも、それぞれの報告下限値未満の場合には、報告下限値未満とする。

### 3 水質汚濁に係る環境基準について（抜粋）

〔昭和46年12月28日〕  
環境庁告示 第59号

[改正]

昭和49年9月30日 環境庁告示第63号	昭和50年2月3日 環境庁告示第3号
昭和57年3月27日 環境庁告示第41号	昭和57年12月25日 環境庁告示第140号
昭和60年7月15日 環境庁告示第29号	昭和61年1月13日 環境庁告示第1号
平成3年12月27日 環境庁告示第78号	平成5年3月8日 環境庁告示第16号
平成5年8月27日 環境庁告示第65号	平成7年3月30日 環境庁告示第17号
平成10年4月24日 環境庁告示第15号	平成11年2月22日 環境庁告示第14号
平成12年3月29日 環境庁告示第22号	平成15年11月5日 環境省告示第123号
平成20年4月1日 環境省告示第40号	平成21年11月30日 環境省告示第78号
平成23年10月27日 環境省告示第94号	平成24年5月23日 環境省告示第84号
平成24年8月22日 環境省告示第127号	平成25年3月27日 環境省告示第30号
平成26年3月20日 環境省告示第39号	平成26年11月17日 環境省告示第126号
平成28年3月30日 環境省告示第37号	平成31年3月20日 環境省告示第46号
令和2年3月30日 環境省告示第35号	

公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準を次のとおり告示する。

環境基本法（平成5年法律第91条）第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境（同法第2条第3項で規定するものをいう。以下同じ。）を保全するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、次のとおりとする。

#### 第1 環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護および生活環境の保全に関し、それぞれ次のとおりとする。

##### 1 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

##### 2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表2の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

注 平成5年11月19日、公害対策基本法が廃止され、環境基本法が公布、施行されたことに伴い、公害対策基本法第9条第1項の規定により定められている基準は、環境基本法第16条により定められた基準とみなすこととされている（環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第2条）。

別表1 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本産業規格K0102 (以下「規格」という。) 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2 (規格 38 の備考 11 を除く。以下同じ。) 及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は付表 1 に掲げる方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格 65.2 (規格 65.2.7 を除く。) に定める方法 (ただし、規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、日本産業規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01mg/L 以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表 3 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあっては規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格 34.1 (規格 34 の備考 1 を除く。) 若しくは 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、日本産業規格K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又は規格 34.1.1c) (注(2)第三文及び規格 34 の備考 1 を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。) 及び付表 7 に掲げる方法

項 目	基 準 値	測 定 方 法
ほ う 素	1 mg/L 以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	付表 8 に掲げる方法
<p>備 考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</li> <li>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。</li> <li>3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</li> <li>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</li> </ol>		



別表2 生活環境の保全に関する環境基準

1 河川

(1) 河川 (湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	第1の2の (2)により 水域類型 ごとに指定 する水域
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	
B	水道3級 水産2級及びC以 下の欄に掲げるも の	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下	
C	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水及びEの 欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと。	2mg/L 以上	—	

備考  
1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	第1の2の(2) により水域 類型ごとに 指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	

備考  
1 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

(2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—	

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	りん全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	
備考				
1 基準値は、年間平均値とする。				
2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。				

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	

エ

項目類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上	
備考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。			

2 海域

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB 以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されない こと。	第1の2の (2)により 水域類型 ごとに指定 する水域
B	水産2級 工業用水及びCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されない こと。	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—	

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	りん 全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	第1の2の(2) により水域類 型ごとに指 定する水域
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09mg/L以下	
備考				
1 基準値は、年間平均値とする。				
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下	第1の2の(2) により水域類 型ごとに指 定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下	

エ

項目類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上	
備考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。			

## 4 特殊項目の判定値について

### (1) 判定値についての考え方

フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン及びクロムは、排水基準を定める省令（以下「省令」という。）に定める値の1/10とした。

これは、健康項目の環境基準値の10倍の値を排水基準値として定めた省令に準じたものである。

E P Nについては環境庁の定めた要監視項目指針値を用いた。

### (2) 項目別判定値

(単位：mg/L)

項 目	フェノール類	銅	溶解性鉄	溶 解 性 マンガン	クロム	E P N
判 定 値	0.5	0.3	1.0	1.0	0.2	0.006

## 5 地下水の水質汚濁に係る環境基準について（抜粋）

〔平成9年3月13日〕  
〔環境庁告示第10号〕

[改正]

平成10年4月24日環境庁告示第23号 平成20年4月1日環境省告示第41号 平成23年10月27日環境省告示第95号 平成26年3月20日環境省告示第40号 平成28年3月29日環境省告示第31号 令和2年3月30日環境省告示第35号	平成11年2月22日環境庁告示第16号 平成21年11月30日環境省告示第79号 平成24年5月23日環境省告示第85号 平成26年11月17日環境省告示第127号 平成31年3月20日環境省告示第54号
---	--

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条の規定に基づく水質汚濁に係る環境上の条件のうち、地下水の水質汚濁に係る環境基準について次のとおり告示する。

環境基本法第16条第1項による地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

### 第1 環境基準

環境基準は、すべての地下水につき、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

別表

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2（規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。）及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表1に掲げる方法
鉛	0.01mg/L以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L以下	規格K0102の65.2（規格K0102の65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格K0170—7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
砒素	0.01mg/L以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	公共用水域告示付表4に掲げる方法

項 目	基 準 値	測 定 方 法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン (別名 塩化ビニル又は塩化ビニル モノマー)	0.002mg/L 以下	付表に掲げる方法
1,2- ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1- ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2- ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	シス体にあつては規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては、規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1- トリクロロエタン	1mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2- トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3- ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	公共用水域告示付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては、規格K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては、規格K0102 の 43.1 に定める方法



項 目	基 準 値	測 定 方 法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格K0102の34.1（規格K0102の34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170—6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格K0102の34.1.1c）（注(2)第三文及び規格K0102の34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び公共用水域告示付表7に掲げる方法
ほう素	1 mg/L 以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	公共用水域告示付表8に掲げる方法
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</li> <li>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</li> <li>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</li> <li>4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</li> </ol>		

## 6 県内公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型

(令和2年12月25日現在)

### (1) 河川

ア BOD等5項目(pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数)に係る水域類型

水域名(範囲)	水域類型	達成期間	指定年月日	最終見直し年月日	指定機関	備考	
多摩川中・下流(拝島橋より下流に限る。)	河川B	イ	S45.9.1	H13.3.30	国		
多摩川支川	三沢川	河川C	イ	H15.10.7	県		
	二ヶ領本川	河川B	ハ	H15.10.7	県		
	平瀬川	河川B	ハ	H15.10.7	県		
	鶴見川(鳥山川合流点から上流の区域に限る。)	河川D	イ	S45.9.1	H28.12.2	県※	
鶴見川(鳥山川合流点から下流の区域に限る。)	河川C	イ	S45.9.1	H28.12.2	県※		
入江川	河川B	ロ	S47.3.31	H30.6.29	県		
帷子川	河川B	イ	S47.3.31	H30.6.29	県		
大岡川	河川B	イ	S47.3.31	H30.6.29	県		
宮川	河川B	イ	S47.3.31	H30.6.29	県		
侍従川	河川B	イ	S47.3.31	H30.6.29	県		
鷹取川	河川B	ロ	S47.3.31	H30.6.29	県		
平作川	河川B	ロ	S47.3.31	H13.10.23	県		
松越川	河川C	イ	S55.9.30	H25.7.30	県		
下山川	河川C	ロ	S47.3.17	H25.7.30	県		
森戸川(河口が葉山町に係るもの)	河川C	イ	S47.3.17	H29.12.26	県		
田越川	河川B	イ	S47.3.17	H13.10.23	県		
滑川	河川B	イ	S47.3.17	H13.10.23	県		
神戸川	河川B	ロ	S47.3.17	H13.10.23	県		
境川(柏尾川合流点から上流の区域に限り、柏尾川を除く。)	河川D	イ	S47.3.17	H25.7.30	県		
境川(柏尾川合流点から下流の区域及び柏尾川に限る。)	河川C	イ		H25.7.30	県		
引地川	河川C	イ	S47.3.17	H25.7.30	県		
相模川上流(2)(柄杓流川合流点から城山ダムまでに限る。ただし、相模ダム貯水池(相模湖)(全域)及び城山ダム貯水池(津久井湖)(全域)を除く。)	河川A	ハ	S48.3.31	H22.9.24	国		
相模川中流(城山ダムから寒川取水堰までに限る。)	河川A	ロ	S45.9.1		国		
相模川下流(寒川取水堰より下流に限る。)	河川B	イ	S48.3.31	H22.9.24	国		
相模川支川	秋山川	河川A	イ	H30.6.29	県		
	道志川	河川A	イ	H30.6.29	県		
	串川	河川A	イ	H30.6.29	県		
	鳩川	河川A	イ	H30.6.29	県		
	中津川(宮ヶ瀬湖(宮ヶ瀬ダム上流端から上流の滞水域をいう。)を除く。)	河川A	イ	H17.3.11	R1.6.7	県	
	小鮎川	河川A	イ	H30.6.29	県		
	玉川	河川A	イ	H30.6.29	県		
	永池川	河川A	ロ	H30.6.29	県		
	目久尻川	河川B	イ	H30.6.29	県		
小出川	河川B	ハ	H30.6.29	県			
金目川(土屋橋から上流の区域に限る。)	河川A	ハ	S47.3.17		県		
金目川(土屋橋から下流の区域に限る。)	河川C	ハ	S47.3.17		県		
葛川	河川C	ハ	S47.3.17		県		
中村川	河川C	ハ	S47.3.17		県		
森戸川(河口が小田原市に係るもの)	河川C	イ	S47.3.17	H25.7.30	県		
酒匂川(飯泉取水堰から上流の区域に限り、丹沢湖(三保ダム上流端から上流の滞水域をいう。)を除く。)	河川A	ロ	S47.3.17	S55.3.25	県		
酒匂川(飯泉取水堰から下流の区域に限る。)	河川B	イ	S55.9.30		県		
山王川	河川B	イ	S47.3.17	H14.10.1	県		
早川	河川A	ハ	S47.3.17		県		
新崎川	河川A	ハ	S47.3.17	H14.10.1	県		
千歳川	河川A	ハ	S47.3.17	H14.10.1	県		

イ 水生生物保全(全亜鉛、ニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)に係る水域類型

水域名(範囲)	水域類型	達成期間	指定年月日	最終見直し年月日	指定機関	備考
多摩川中・下流(拝島橋より下流に限る。)	生物 B	イ	H18.6.30		国	
多摩川支川	三沢川	生物 B	イ	H30.6.29		県
	二ヶ領本川	生物 B	イ	H30.6.29		県
	平瀬川	生物 B	イ	H30.6.29		県
鶴見川	生物 B	ロ	H30.6.29		県	
入江川	生物 B	イ	H30.6.29		県	
帷子川	生物 B	イ	H30.6.29		県	
大岡川	生物 B	イ	H30.6.29		県	
宮川	生物 B	イ	H30.6.29		県	
侍従川	生物 B	イ	H30.6.29		県	
鷹取川	生物 B	イ	H30.6.29		県	
平作川	生物 B	イ	H30.6.29		県	
松越川	生物 B	イ	H30.6.29		県	
下山川	生物 B	ロ	H30.6.29		県	
森戸川(河口が葉山町に係るもの)	生物 B	ロ	H30.6.29		県	
田越川	生物 B	イ	H30.6.29		県	
滑川	生物 B	イ	H30.6.29		県	
神戸川	生物 B	イ	H30.6.29		県	
境川	生物 B	イ	H30.6.29		県	
引地川	生物 B	イ	H30.6.29		県	
相模川(1)(小沢頭首より上流に限る。)	生物 A	イ	H21.11.30		国	
相模川(2)(小沢頭首より下流に限る。)	生物 B	イ	H21.11.30		国	
相模川支川	秋山川	生物 A	イ	H30.6.29		県
	道志川	生物 A	イ	H30.6.29		県
	串川	生物 A	イ	H30.6.29		県
	鳩川	生物 B	イ	H30.6.29		県
	中津川(宮ヶ瀬湖(宮ヶ瀬ダム上流端から上流の滞水域をいう。)を除く。)	生物 A	イ	H30.6.29	R1.6.7	県
	小鮎川	生物 B	イ	H30.6.29		県
	玉川	生物 B	イ	H30.6.29		県
	永池川	生物 B	イ	H30.6.29		県
目久尻川	生物 B	イ	H30.6.29		県	
小出川	生物 B	イ	H30.6.29		県	
金目川	生物 B	イ	H30.6.29		県	
葛川	生物 B	ロ	H30.6.29		県	
中村川	生物 B	イ	H30.6.29		県	
森戸川(河口が小田原市に係るもの)	生物 B	イ	H30.6.29		県	
酒匂川(十文字橋から上流の区域に限り、丹沢湖(三保ダム上流端から上流の滞水域をいう。)を除く。)	生物 A	イ	H30.6.29		県	
酒匂川(十文字橋から下流の区域に限る。)	生物 B	イ	H30.6.29		県	
山王川	生物 B	イ	H30.6.29		県	
早川	生物 A	イ	H30.6.29		県	
新崎川	生物 A	イ	H30.6.29		県	
千歳川	生物 A	イ	H30.6.29		県	

(2) 湖沼

ア COD等5項目(pH、COD、DO、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物(油分等))に係る水域類型

水域名(範囲)	水域類型	達成期間	指定年月日	最終見直し年月日	指定機関	備考
相模ダム貯水池(相模湖)(全域)	湖沼 A	イ	S48.3.31	H22.9.24	国	
城山ダム貯水池(津久井湖)(全域)	湖沼 A	イ	S48.3.31	H22.9.24	国	
芦ノ湖	湖沼 AA	ハ	S48.3.30		県	
丹沢湖(三保ダム上流端から上流の滞水域をいう。)	湖沼 A	イ	S55.3.25		県	
宮ヶ瀬湖(宮ヶ瀬ダム上流端から上流の滞水域をいう。)	湖沼 A	イ	H17.3.11		県	

イ 全窒素及び全りんに係る水域類型

水域名(範囲)	水域類型	達成期間	指定年月日	最終見直し年月日	指定機関	備考
相模ダム貯水池(相模湖)(全域)	湖沼Ⅱ	ニ	H22.9.24		国	
城山ダム貯水池(津久井湖)(全域)	湖沼Ⅱ	ニ	H22.9.24		国	

ウ 水生生物保全(全亜鉛、ノニフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)に係る水域類型

水域名(範囲)	水域類型	達成期間	指定年月日	最終見直し年月日	指定機関	備考
芦ノ湖	湖沼生物A	イ	R1.6.7		県	
丹沢湖(三保ダム上流端から上流の滞水域をいう。)	湖沼生物A	イ	R1.6.7		県	
宮ヶ瀬湖(宮ヶ瀬ダム上流端から上流の滞水域をいう。)	湖沼生物A	イ	R1.6.7		県	

(3) 海域

ア CODに係る水域類型

水域名	水域類型	達成期間	指定年月日	最終見直し年月日	指定機関	備考
東京湾(6)	海域C	イ	S46.5.25	H14.3.29	国	
東京湾(7)	海域C	イ	S46.5.25	H14.3.29	国	
東京湾(8)	海域C	イ	S46.5.25		国	
東京湾(9)	海域B	ハ	S46.5.25	H14.3.29	国	
東京湾(10)	海域B	ロ	S46.5.25	H14.3.29	国	
東京湾(12)	海域B	イ	S46.5.25	H14.3.29	国	
東京湾(13)	海域B	ロ	S46.5.25		国	
東京湾(14)	海域B	ロ	S46.5.25		国	
東京湾(15)	海域B	ロ	S46.5.25	H14.3.29	国	
東京湾(16)	海域A	ロ	S46.5.25		国	
東京湾(17)	海域A	イ	S46.5.25		国	
相模湾(1)	海域A	ハ	S55.3.25		県	
相模湾(2)	海域A	イ	S55.3.25		県	

イ 全窒素及び全りんに係る水域類型

水域名	水域類型	達成期間	指定年月日	最終見直し年月日	指定機関	備考
東京湾(ロ)	海域Ⅳ	イ	H7.2.28	H17.6.3	国	
東京湾(ハ)	海域Ⅳ	イ	H7.2.28	H17.6.3	国	
東京湾(ニ)	海域Ⅲ	イ	H7.2.28	H17.6.3	国	
東京湾(ホ)	海域Ⅱ	イ	H7.2.28	H17.6.3	国	

ウ 水生生物保全(全亜鉛、ノニフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)に係る水域類型

水域名	水域類型	達成期間	指定年月日	最終見直し年月日	指定機関	備考
東京湾	海域生物A	イ	H21.3.31		国	
東京湾(ニ)	海域生物特A	イ	H21.3.31		国	

注1：指定機関の欄中、県※は、昭和45年度の指定機関は国である。

注2：達成期間は、「イ」：直ちに達成

「ロ」：5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」：5年を超える期間で可及的速やかに達成

「ニ」：段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

## 7 県内公共用水域の概況

### (1) 河川

本県の河川は、地勢上小河川が多いが、一級河川として、多摩川、鶴見川及び相模川があり、二級河川として酒匂川、境川その他21の河川がある。相模川から西側の河川は、丹沢、箱根等の山岳部を水源とする急流の河川が多く、東側の河川は、緩やかな流れの河川が多くなっている。

本県は、首都に隣接し、交通が便利であることなどもあって、早くから京浜工業地帯などの工場群を抱えている。さらに近年では、県内奥深くまで開発が進み、自然環境の改変が著しい。こうした社会的、経済的事情は、当然のことながら河川環境に大きな影響を与えている。

#### ア 多摩川<sup>たまがわ</sup>

多摩川は、山梨県北東部の笠取山にその源を発し、奥多摩湖で数多くの支川を集めて関東山地を東に流れ、秋川、浅川などの支川を合わせ、神奈川県と東京都の境を流下し、東京湾に注いでいる。

多摩川の本川の水は、上流では東京都羽村市羽村堰で都の上水道用として取水され、中流から下流にかけては、支川からの水がほとんどである。県内では、三沢川、平瀬川等が本川に流入している。

#### イ 鶴見川<sup>つるみがわ</sup>

鶴見川は、東京都町田市の丘陵部にその源を発し、恩田川、矢上川等の支川を集めながら緩やかに流れ、横浜市鶴見区で東京湾に注いでいる。流域は、都市化が進んでおり、特に、中流部から河口にかけては工場も多く、人口も密集している。

#### ウ 帷子川<sup>かたびらがわ</sup>

帷子川は、横浜市旭区上川井町地先にその源を発し、市の中央部を東に流れ、横浜駅付近を経て、数本の運河に分かれて東京湾に注いでいる。

#### エ 平作川<sup>ひらさくがわ</sup>

平作川は、三浦半島中央に位置する大楠山付近にその源を発し、横須賀市の中央部を縦断し、途中多くの雨水幹線を集め久里浜港に注いでいる。

#### オ 境川<sup>さかいがわ</sup>

境川は、城山湖付近にその源を発し、都県境を南東に流れ、町田市南端から県内に入り、さらに南に流れ藤沢市で柏尾川を合わせて相模湾に注いでいる。流域は、相模原市、横浜市、藤沢市等の都市化の著しい区域を抱えている。

#### カ 引地川<sup>ひきちがわ</sup>

引地川は、大和市上草柳の湧水にその源を発し、途中蓼川を合わせて南に流れ、藤沢市鶴沼海岸で相模湾に注いでいる。小田急江ノ島線が流域東部を河川と並行に走っていること等により沿岸全域にわたって都市化が進んでいる。

#### キ 相模川<sup>さがみがわ</sup>

相模川は、富士山麓にその源を発し、山梨県内で数々の支川を集め甲州街道に沿って流下する。県境の境川橋で桂川から相模川と名を変え、相模湖、津久井湖を経て、途中中津川等の支川を合わせて相模平野を緩やかに流れ相模湾に注いでいる。相模川の水は、県民の最も重要な飲料水源となっている。

#### ク 金目川<sup>かなめがわ</sup>

金目川は、丹沢山塊の南東部にその源を発し、秦野市内で葛葉川、水無川、室川を合わせて東に流れ、さらに平塚市で渋田川等を合わせて相模湾に注いでいる。流域は、人口増加が著しく都市化の波が押し寄せている。

ケ 酒匂川さかわがわ

酒匂川は、富士山東麓にその源を發し、途中河内川、川音川、狩川などの支川を合わせて本県西部を南に流れ、小田原市内で相模湾に注いでいる。小田原市飯泉堰から取水される水は、県民の重要な飲料水源となっている。

コ 早川はやかわ

早川は、芦ノ湖にその源を發し、深い谷を南東に流れ、湯本で支川の須雲川を合わせて小田原市早川口で相模湾に注いでいる。流域は、上流部の仙石原を除き平地に乏しいが、川沿いに温泉旅館が点在している。

(2) 湖沼

ア 相模湖さがみこ

相模湖は、昭和19年に完成した相模ダムによって相模川が堰き止められてできた人造湖である。湖周辺には、旧藤野町、旧相模湖町の集落が河岸段丘上に位置し、ダム近くには観光施設が集まっており、行楽シーズンには多くの観光客が訪れている。

イ 津久井湖つぐいこ

津久井湖は、昭和40年に完成した城山ダムによって相模湖から流出水が堰き止められてできた人造湖であり、湖周辺には、旧津久井町等の集落が形成されている。津久井湖では城山湖（本沢調整池）を上池として揚水発電が行われている。

ウ 芦ノ湖あしのこ

芦ノ湖は、箱根火山により誕生した風光明媚な天然湖であり、その水は、大部分が湖底からの湧き水である。湖畔には、毎年多くの観光客が訪れており、旅館等の観光施設が点在している。

エ 丹沢湖たんざわこ

丹沢湖は、昭和53年に完成した三保ダムによって酒匂川の支川の河内川が堰き止められてできた人造湖である。湖周辺及び流入河川（玄倉川、河内川、世附川）流域の人口は少ないが、丹沢湖は、都会から観光客が訪れる地域となっている。

オ 宮ヶ瀬湖みやがせこ

宮ヶ瀬湖は、平成13年に完成した宮ヶ瀬ダムによって中津川が堰き止められてできた人造湖である。湖周辺は、近年公園の整備が進み、多くの観光客が訪れている。

(3) 海域

ア 東京湾とうきょうわん

東京湾は、房総半島と三浦半島に囲まれ、浦賀水道で太平洋につながる湾口の狭い閉鎖性水域である。その臨海部は、大工業地帯として発達しており、また、内陸部においても多くの人口を抱え活発な経済活動が営まれている。東京湾の海岸をみると川崎から横浜の金沢に至る地域は、工業用地造成のため埋め立てが進み、人工的な海岸に変貌しており、自然海岸は三浦半島に行かなければみられない。

イ 相模湾さがみわん

相模湾は、太平洋に面した開放型の湾で、その沖合には黒潮が流れており、定置網漁業、わかめ養殖等の沿岸漁業が行われている。また、海岸は、変化に富み数多くの景勝地があり、海水浴場などの観光地として利用されている。

## (4) 県内河川の概要一覧

番号	河川名	水源	河川延長 (k m)	流域面積県内 (k m <sup>2</sup> )
1	多摩川	秩 父 山 塊	28.36	68.22
2	鶴見川	町 田 市 丘 陵 地 帯	31.97	184.40
3	入江川	横 浜 市 鶴 見 区 丘 陵 地 帯	2.39	6.40
4	帷子川	横 浜 市 旭 区 丘 陵 地 帯	17.34	57.90
5	大岡川	横 浜 市 港 南 区 ・ 磯 子 区 丘 陵 地 帯	10.54	35.59
6	宮川	横 浜 市 金 沢 区 丘 陵 地 帯	2.04	7.98
7	侍従川	横 浜 市 金 沢 区 丘 陵 地 帯	2.62	5.27
8	鷹取川	横 須 賀 市 北 部 丘 陵 地 帯	0.57	2.30
9	平作川	横 須 賀 市 中 央 部 丘 陵 地 帯	7.07	26.08
10	松越川	横 須 賀 市 西 部 丘 陵 地 帯	1.55	11.92
11	下山川	葉 山 町 丘 陵 地 帯	2.00	10.37
12	森戸川	逗 子 市 丘 陵 地 帯	2.00	7.70
13	田越川	逗 子 市 丘 陵 地 帯	3.00	13.14
14	滑川	鎌 倉 市 丘 陵 地 帯	2.00	11.87
15	神戸川	鎌 倉 市 丘 陵 地 帯	1.30	2.50
16	境川	相 模 原 市 丘 陵 地 帯	52.14	191.95
17	引地川	大 和 市 丘 陵 地 帯	16.85	66.91
18	相模川	富 士 山	55.60	672.97
19	金目川	丹 沢 山 塊 東 部	19.50	177.25
20	葛川	中 井 町 丘 陵 地 帯	5.66	29.80
21	中村川	秦 野 市 及 び 大 井 町	9.00	29.47

流入海域	主要支派川	河川の利用状況
東京湾 (川崎市、東京都)	平瀬川、三沢川、二ヶ領本川	(上水)、工水、漁業、農業用水
東京湾(横浜市)	矢上川、早淵川、鳥山川、恩田川	農業用水
東京湾(横浜市)	足洗川	
東京湾(横浜市)	今井川、中堀川	
東京湾(横浜市)	日野川	
東京湾(平潟湾) (横浜市)		
東京湾(平潟湾) (横浜市)		
東京湾(横須賀市)		
浦賀水道(横須賀市)		
相模湾(横須賀市)	竹川	
相模湾(葉山町)		
相模湾(逗子市)		
相模湾(逗子市)		
相模湾(鎌倉市)		
相模湾(鎌倉市)		
相模湾(藤沢市)	柏尾川、小松川	農業用水
相模湾(藤沢市)	蓼川	農業用水
相模湾(平塚市)	小出川、目久尻川、玉川、小鮎川、 中津川、鳩川、串川、道志川、秋山川	上水、工水、漁業、農業用水、 発電
相模湾(平塚市)	渋田川、大根川、室川、水無川、葛葉川	上水、農業用水
相模湾(大磯町)	不動川	農業用水
相模湾(二宮町)	藤沢川	農業用水



番号	河川名	水源	河川延長 (k m)	流域面積県内 (k m <sup>2</sup> )
2 2	森戸川	大井町丘陵地帯	3.75	24.50
2 3	酒匂川	富士山丹沢山塊西部	27.19	387.64
2 4	山王川	箱根山塊東部	4.05	27.19
2 5	早川	芦ノ湖	20.65	80.59
2 6	新崎川	箱根山塊南部	4.23	15.64
2 7	千歳川	箱根山塊南部	3.20	18.31

(5) 県内湖沼の概要一覧

番号	湖沼名	所在地	周囲 (k m)	面積 (k m <sup>2</sup> )
1	相模湖	相模原市	34.4	3.26
2	津久井湖	相模原市	25.2	2.47
3	芦ノ湖	足柄下郡箱根町	21.1	6.66
4	丹沢湖	足柄上郡山北町	21.5	2.18
5	宮ヶ瀬湖	相模原市、愛甲郡愛川町、愛甲郡清川村	53	4.60

流入海域	主要支派川	河川の利用状況
相模湾（小田原市）		農業用水
相模湾（小田原市）	狩川、川音川、鮎沢川、河内川	上水、漁業、農業用水、発電
相模湾（小田原市）	久野川	農業用水
相模湾（小田原市）	須雲川	上水、漁業、農業用水、発電
相模湾（湯河原町）		上水
相模湾（湯河原町）		上水、漁業

最深部水深 (m)	総貯水量 (有効貯水量) (万m <sup>3</sup> )	利用状況
47	6,320 (4,820)	上水、工水、発電
52	6,230 (5,470)	上水、工水、発電
40.6	17,725	漁業、発電、（農業用水）
81.5	6,490 (5,450)	上水、発電
142	19,300 (18,300)	上水、工水、発電

## 8 県内市町村別生活排水処理施設整備状況

令和2年度末現在

市町村	市町村人口	生活排水処理施設整備人口(人、%)						生活排水処理施設整備率(%)	生活排水処理施設未整備人口(人)	
		公共下水道		農業集落排水施設		合併処理浄化槽処理人口(人)				
横浜市	3,762,090	3,760,515	100.0%			745	0.0%	3,761,260	100.0%	830
川崎市	1,524,225	1,517,187	99.5%			1,695	0.1%	1,518,882	99.6%	5,343
相模原	718,219	697,205	97.1%	244	0.0%	9,370	1.3%	706,819	98.4%	11,400
横須賀	394,507	386,298	97.9%			3,127	0.8%	389,425	98.7%	5,082
平塚市	256,430	250,257	97.6%	2,864	1.1%	1,453	0.6%	254,574	99.3%	1,856
鎌倉市	177,047	173,078	97.8%			396	0.2%	173,474	98.0%	3,573
藤沢市	440,313	422,380	95.9%			3,126	0.7%	425,506	96.6%	14,807
小田原	189,091	157,066	83.1%			9,648	5.1%	166,714	88.2%	22,377
茅ヶ崎	244,377	233,848	95.7%			4,760	1.9%	238,608	97.6%	5,769
逗子市	59,577	59,577	100.0%			0	0.0%	59,577	100.0%	0
三浦市	42,276	14,873	35.2%			12,277	29.0%	27,150	64.2%	15,126
秦野市	159,968	140,680	87.9%			15,180	9.5%	155,860	97.4%	4,108
厚木市	223,604	199,945	89.4%			10,620	4.7%	210,565	94.2%	13,039
大和市	241,598	230,792	95.5%			5,088	2.1%	235,880	97.6%	5,718
伊勢原	100,063	79,848	79.8%			9,873	9.9%	89,721	89.7%	10,342
海老名	136,653	129,189	94.5%			4,113	3.0%	133,302	97.5%	3,351
座間市	131,758	128,980	97.9%			215	0.2%	129,195	98.1%	2,563
南足柄	41,439	30,698	74.1%			5,705	13.8%	36,403	87.8%	5,036
綾瀬市	84,619	79,832	94.3%			1,955	2.3%	81,787	96.7%	2,832
葉山町	32,961	23,256	70.6%			4,206	12.8%	27,462	83.3%	5,499
寒川町	48,973	45,719	93.4%			344	0.7%	46,063	94.1%	2,910
大磯町	32,620	26,198	80.3%			1,690	5.2%	27,888	85.5%	4,732
二宮町	28,270	25,280	89.4%			569	2.0%	25,849	91.4%	2,421
中井町	9,203	6,957	75.6%			990	10.8%	7,947	86.4%	1,256
大井町	17,302	15,180	87.7%			509	2.9%	15,689	90.7%	1,613
松田町	10,820	9,326	86.2%			484	4.5%	9,810	90.7%	1,010
山北町	9,906	8,170	82.5%			784	7.9%	8,954	90.4%	952
開成町	18,355	12,894	70.2%			2,670	14.5%	15,564	84.8%	2,791
箱根町	11,203	6,161	55.0%			1,509	13.5%	7,670	68.5%	3,533
真鶴町	7,074	1,419	20.1%			1,271	18.0%	2,690	38.0%	4,384
湯河原	24,362	22,540	92.5%			1,467	6.0%	24,007	98.5%	355
愛川町	39,763	36,219	91.1%			1,616	4.1%	37,835	95.2%	1,928
清川村	2,877	2,810	97.7%			47	1.6%	2,857	99.3%	20
計	9,221,543	8,934,377	96.9%	3,108	0.03%	117,502	1.3%	9,054,987	98.19%	166,556

(1) この資料は、3省(国土交通省・農林水産省・環境省)生活排水処理施設整備状況調査の報告数値をもとに、水源環境保全課が作成したものである。

(2) 合併処理浄化槽については、下水道処理区域外の整備人口。

## 9 令和2年度要監視項目測定計画（抜粋）

### （1）公共用水域調査

#### ア 目的

要監視項目とは、人の健康の保護及び水生生物の保全に関連する物質ではあるが、公共用水域における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準項目とせずに、知見の集積に努めるべきものとして指定された物質である。国では、今後知見の集積状況を勘案しつつ環境基準項目への移行等を検討することとしている。

本県では、各測定機関が地域の実情に応じ、主要な測定地点において測定を実施している。

#### イ 測定項目

測定項目は次のとおり。

種 類	測 定 項 目
人の健康の保護に関する項目 (26項目)	(1)クロロホルム (2)トランス-1,2-ジクロロエチレン (3)1,2-ジクロロプロパン (4)p-ジクロロベンゼン (5)イソキサチオン (6)ダイアジノン (7)フェニトロチオン (8)イソプロチオラン (9)オキシ銅 (10)クロロタロニル (11)プロピザミド (12)EPN※ (13)ジクロロボス (14)フェノカルブ (15)イプロベンホス (16)クロルニトロフェン (17)トルエン (18)キシレン (19)フタル酸ジエチルヘキシル (20)ニッケル※ (21)モリブデン (22)アンチモン (23)塩化ビニルモノマー (24)エピクロロヒドリン (25)全マンガン (26)ウラン
水生生物の保全に関する項目 (6項目)	(1)クロロホルム (2)フェノール (3)ホルムアルデヒド (4)4-t-オクチルフェノール (5)アニリン (6)2,4-ジクロロフェノール

※EPNとニッケルは、公共用水域水質測定計画において特殊項目として測定している。

#### ウ 測定頻度

原則として、年1回、公共用水域水質測定計画と同日にて実施する。

#### エ 測定地点及び測定機関

別添のとおりとする。

## (2) 地下水調査

### ア 目的

要監視項目とは、人の健康の保護に関連する物質ではあるが、地下水における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準項目とせずに、知見の集積に努めるべきものとして指定された物質である。国では、今後知見の集積状況を勘案しつつ環境基準項目への移行等を検討することとしている。

本県では、各測定機関が地域の実情に応じ、主要な測定地点において測定を実施している。

### イ 測定項目

測定項目は次のとおり。

調査の種類	測定項目
要監視項目	(1)クロロホルム (2)1,2-ジクロロプロパン (3)p-ジクロロベンゼン (4)イソキサチオン (5)ダイアジノン (6)フェニトロチオン (7)イソプロチオラン (8)オキシ銅 (9)クロロタロニル (10)プロピザミド (11)E P N (12)ジクロロボス (13)フェノブカルブ (14)イプロベンホス (15)クロルニトロフェン (16)トルエン (17)キシレン (18)フタル酸ジエチルヘキシル (19)ニッケル (20)モリブデン (21)アンチモン (22)エピクロロヒドリン (23)全マンガン (24)ウラン

### ウ 測定頻度

原則として、年1回、地下水質測定計画の概況調査（メッシュ調査及び定点調査）と同日に実施する。

### エ 測定地点及び測定機関

測定地点	測定項目	測定機関
定点調査番号 62・69・75・87・92	全項目	神奈川県
定点調査番号 61	(23)	神奈川県

○要監視項目の測定方法

項 目	測 定 方 法	報告下限値 (mg/L)
ク ロ ロ ホ ル ム	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法 " 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法 " 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法	0.0002
トランス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法 " 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法 " 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法	0.0002
1,2-ジクロロプロパン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法 " 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法 " 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法	0.0002
p-ジクロロベンゼン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法 " 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法 " 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法	0.0002
イ ソ キ サ チ オ ン	環境庁通知 付表1の第1 GC-MS 法 " 付表1の第2 GC 法 (FTD) (FPD) (ECD)	0.0008
ダ イ ア ジ ノ ン	環境庁通知 付表1の第1 GC-MS 法 " 付表1の第2 GC 法 (FTD) (FPD) (ECD)	0.0005
フ ェ ニ ト ロ チ オ ン	環境庁通知 付表1の第1 GC-MS 法 " 付表1の第2 GC 法 (FTD) (FPD) (ECD)	0.0003
イ ソ プ ロ チ オ ラ ン	環境庁通知 付表1の第1 GC-MS 法 " 付表1の第2 GC 法 (ECD)	0.004
オ キ シ ン 銅	環境庁通知 付表2 高速液体クロマトグラフ法	0.005
ク ロ ロ タ ロ ニ ル	環境庁通知 付表1の第1 GC-MS 法 " 付表1の第2 GC 法 (FTD) (ECD)	0.004
プ ロ ピ ザ ミ ド	環境庁通知 付表1の第1 GC-MS 法 " 付表1の第2 GC 法 (FTD) (ECD)	0.0008
E P N	環境庁通知 付表1の第1 GC-MS 法 " 付表1の第2 GC 法 (FTD) (FPD) (ECD)	0.0006
ジ ク ロ ル ボ ス	環境庁通知 付表1の第1 GC-MS 法 " 付表1の第2 GC 法 (FTD) (FPD) (ECD)	0.0008
フ ェ ノ ブ カ ル ブ	環境庁通知 付表1の第1 GC-MS 法 " 付表1の第2 GC 法 (FTD)	0.004
イ プ ロ ベ ン ホ ス	環境庁通知 付表1の第1 GC-MS 法 " 付表1の第2 GC 法 (FTD) (FPD)	0.0008
ク ロ ル ニ ト ロ フ ェ ン	環境庁通知 付表1の第1 GC-MS 法 " 付表1の第2 GC 法 (ECD)	0.0001
ト ル エ ン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法 " 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法 " 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法	0.0002

項 目	測 定 方 法	報告下限値 (mg/L)
キシレン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0006
	〃 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法	
	〃 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法	
フタル酸ジエチルヘキシル	環境庁通知 付表 3 の第 1 GC-MS 法	0.006
	〃 付表 3 の第 2 GC 法(ECD)	
ニッケル	JIS K 0102 59.3 ICP 発光分光分析法	0.008
	環境庁通知 付表 4 ICP 質量分析法	
	〃 付表 5 電気加熱原子吸光法	
モリブデン	JIS K 0102 68.2 ICP 発光分光分析法	0.007
	環境庁通知 付表 4 ICP 質量分析法	
	〃 付表 5 電子加熱原子吸光法	
アンチモン	環境省通知 2 付表 5 の第 1 水素化物発生 ICP 発光分光分析法	0.001
	〃 付表 5 の第 2 水素化物発生原子吸光法	
	〃 付表 5 の第 3 ICP 質量分析法	
フェノール	環境省通知 1 付表 1 GC-MS 法	0.001
ホルムアルデヒド	環境省通知 1 付表 2 GC-MS 法	0.003
塩化ビニルモノマー	環境省通知 2 付表 1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002
エピクロロヒドリン	環境省通知 2 付表 2 パージ・トラップ GC-MS 法	0.00003
全マンガン	JIS K 0102 56.2 フレーム原子吸光法	0.01
	〃 56.3 電気加熱原子吸光法	
	〃 56.4 ICP 発光分光分析法	
	〃 56.5 ICP 質量分析法	
ウラン	環境省通知 2 付表 4 の第 1 キレート樹脂イオン交換 -ICP 発光分光分析法	0.0002
	〃 付表 4 の第 2 ICP 質量分析法	
4-t-オクチルフェノール	環境省通知 3 付表 1 GC-MS 法	0.00003
アニリン	環境省通知 3 付表 2 GC-MS 法	0.002
2,4-ジクロロフェノール	環境省通知 3 付表 3 GC-MS 法	0.0003

(注)表中の用語は、次による。

○JIS：日本産業規格

○環境庁通知：平成 5 年 4 月 28 日環水規第 121 号(改定 平成 11 年 3 月 12 日付け環水企第 89 号、  
環水管第 69 号及び環水規第 79 号)

○環境省通知 1：平成 15 年 11 月 5 日付け環水企発第 031105001 号、環水管発第 031105001 号

○環境省通知 2：平成 16 年 3 月 31 日付け環水企発第 040331003 号、環水土発第 040331005 号

○環境省通知 3：平成 25 年 3 月 27 日付け環水大水発第 1303272 号

# 10 令和2年度要監視項目測定結果

## (1) 公共用水域測定結果

- 令和2年度は河川14地点、湖沼5地点、海域3地点の合計22地点で測定し、その結果は下表のとおりであった。
- 指針値が定められている26項目のうち、指針値を超過したのはウランであった。ウランの指針値を超過した地点は河川の汽水域及び海域であるが、一般的な海水中には0.003mg/L程度のウランが含まれていることから、自然由来によるものと考えられる。

要監視項目の測定結果（公共用水域）

項目名	河川			湖沼			海域			合計						
	測定地点数	検出地点数	指針値超過地点数 最大値 (mg/L)	測定地点数	検出地点数	指針値超過地点数 最大値 (mg/L)	測定地点数	検出地点数	指針値超過地点数 最大値 (mg/L)	測定地点数	検出地点数	指針値超過地点数 最大値 (mg/L)				
1 クロロホルム	14	1	0	0.0003	5	0	0	0	3	0	0	0	22	1	0	0.0003
2 トランス-1, 2-ジクロロエチレン	13	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	19	0	0	0
3 1, 2-ジクロロプロパン	13	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	19	0	0	0
4 p-ジクロロベンゼン	13	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	19	0	0	0
5 イソキサチオン	13	0	0	0	3	0	0	0	2	0	0	0	18	0	0	0
6 ダイアジノン	13	0	0	0	3	0	0	0	2	0	0	0	18	0	0	0
7 フェニトロチオン	13	0	0	0	3	0	0	0	2	0	0	0	18	0	0	0
8 イソプロチオラン	13	0	0	0	3	0	0	0	2	0	0	0	18	0	0	0
9 オキシ銅	13	0	0	0	3	0	0	0	2	0	0	0	18	0	0	0
10 クロロタロニル	13	0	0	0	3	0	0	0	2	0	0	0	18	0	0	0
11 プロピザミド	13	0	0	0	3	0	0	0	2	0	0	0	18	0	0	0
12 ジクロロボス	13	0	0	0	3	0	0	0	2	0	0	0	18	0	0	0
13 フェノブカルブ	13	0	0	0	3	0	0	0	2	0	0	0	18	0	0	0
14 イプロベンホス	13	0	0	0	3	0	0	0	2	0	0	0	18	0	0	0
15 クロロニトロフェン	13	0	-	0	3	0	-	0	2	0	-	0	18	0	-	0
16 トルエン	13	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	19	0	0	0
17 キシレン	13	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	19	0	0	0
18 フタル酸ジエチルヘキシル	13	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	19	0	0	0
19 モリブデン	13	0	0	0	3	0	0	0	3	3	0	0.008	19	3	0	0.008
20 アンデモン	13	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	19	0	0	0
21 フェノール	14	0	-	0	3	0	-	0	3	0	-	0	20	0	-	0
22 ホルムアルデヒド	14	3	-	0.040	3	0	-	0	3	0	-	0	20	3	-	0.04
23 塩化ビニルモノマー	13	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	19	0	0	0
24 エピクロロヒドリン	13	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	19	0	0	0
25 全マンガン	13	10	0	0.05	3	3	0	0.10	3	2	0	0.05	19	15	0	0.10
26 ウラン	13	1	0	0.0003	3	0	0	0	3	3	2	0.0023	19	4	2	0.0023
27 4-tert-オクテルフェノール	14	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	20	0	0	0
28 アニリン	14	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	20	0	0	0
29 2,4-ジクロロフェノール	14	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	20	0	0	0

※いずれの地点、項目についても測定回数は1回/年である。  
 ※特殊項目にも該当するE P Nとニッケルは本表から除外した。



(2) 地下水測定結果

- 4市2町（逗子市、三浦市、伊勢原市、座間市、大井町、真鶴町）の6地点で水質の測定を行った。
- 指針値が定められている22項目のうち全マンガンが1地点で指針値を超過した。

総測定地点数：6地点

区分	項目	測定地点数	検出地点数	指針値超過地点数	最大値(mg/L)	指針値
1	クロロホルム	5	2	0	0.0017	0.06mg/L以下
2	1,2-ジクロロエタン	5	0	0	—	0.06mg/L以下
3	p-ジクロロベンゼン	5	0	0	—	0.02mg/L以下
4	イソキサチオン	5	0	0	—	0.008mg/L以下
5	ダイアジノン	5	0	0	—	0.005mg/L以下
6	フェトリオン(MEP)	5	0	0	—	0.003mg/L以下
7	イソプロチオラン	5	0	0	—	0.04mg/L以下
8	オキシ銅(有機銅)	5	0	0	—	0.04mg/L以下
9	クロタール(TPN)	5	0	0	—	0.05mg/L以下
10	プロピザミド	5	0	0	—	0.008mg/L以下
11	E P N	5	0	0	—	0.008mg/L以下
12	ジクロロホス(DDVP)	5	0	0	—	0.008mg/L以下
13	ベンゾカバア(BPMC)	5	0	0	—	0.03mg/L以下
14	イプロホス(IBP)	5	0	0	—	0.008mg/L以下
15	クロロピコリン(CNP)	5	0	0	—	—
16	トルエン	5	0	0	—	0.6mg/L以下
17	キシレン	5	0	0	—	0.4mg/L以下
18	フタル酸ジエチルヘキシル	5	0	0	—	0.06mg/L以下
19	ニッケル	5	0	0	—	—
20	モリブデン	5	0	0	—	0.07mg/L以下
21	アンチモン	5	0	0	—	0.02mg/L以下
22	ジクロロピコリン	5	0	0	—	0.0004mg/L以下
23	全マンガン	6	1	1	0.74	0.2mg/L以下
24	ウラン	5	0	0	—	0.002mg/L以下
	計	6	3	1		

公共用水域測定結果表(要監視項目)

地点番号	河川												
	1	4	6	9	11	12	14	39	40	48	49	52	
	多摩川 中・下流	多摩川 中・下流	多摩川 中・下流	平瀬川 (多摩川)	鶴見川上流	鶴見川下流	鶴見川下流	境川(1)	境川(2)	引地川	相模川中流	相模川中流	
	多摩川	多摩川	多摩川	多摩川 (平瀬川)	鶴見川	鶴見川	鶴見川	境川	境川	引地川	相模川	相模川	
	多摩川原橋	田園調布 取水堰(上)	大師橋	平瀬橋 (人道橋)	亀の子橋	大綱橋	臨港鶴見川橋	大道橋	境川橋	富士見橋	小倉橋	寒川取水堰 (上)	
環境基準点 測定機関	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	国土交通省	国土交通省	国土交通省	川崎市	国土交通省	国土交通省	国土交通省	藤沢市	藤沢市	藤沢市	相模原市	神奈川県	
1	クロロホルム	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0003	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.006	<0.0002
2	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		<0.0002
3	1, 2-ジクロロプロパン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		<0.0002
4	p-ジクロロベンゼン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		<0.0002
5	イソキサチオン	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008		<0.0008
6	ダイアジノン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		<0.0005
7	フェニトロチオン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003		<0.0003
8	イソプロチオラン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004		<0.004
9	オキシ銅	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		<0.005
10	クロロタロニル	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004		<0.004
11	プロピザミド	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008		<0.0008
12	ジクロロボス	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008		<0.0008
13	フェノバルブ	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004		<0.004
14	イプロベンホス	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008		<0.0008
15	クロルニトロフェン	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001		<0.0001
16	トルエン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		<0.0002
17	キシレン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006		<0.0006
18	フタル酸ジエチルヘキシル	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006		<0.006
19	モリブデン	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007		<0.007
20	アンチモン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		<0.001
21	フェノール	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
22	ホルムアルデヒド	<0.01	<0.01	<0.01	<0.003	<0.01	<0.01	<0.01	0.040	0.021	0.019	<0.003	<0.003
23	塩化ビニルモノマー	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		<0.0002
24	エピクロロヒドリン	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00003	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00003	<0.00003	<0.00003		<0.00003
25	全マンガン	<0.01	<0.01	0.02	0.02	0.03	0.02	0.05	0.01	0.01	0.01		0.05
26	ウラン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0003	<0.0002	<0.0002	<0.0002		<0.0002
27	4-tert-オクチルフェノール	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003
28	アニリン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
29	2, 4-ジクロロフェノール	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003

公共用水域測定結果表(要監視項目)

		河川	
地点番号		53	75
水域		相模川下流	酒匂川上流
支川名		相模川	酒匂川
地点名		馬入橋	十文字橋
環境基準点		○	
測定機関		国土交通省	神奈川県
1	クロロホルム	<0.0002	<0.0002
2	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	<0.0002	<0.0002
3	1, 2-ジクロロプロパン	<0.0002	<0.0002
4	p-ジクロロベンゼン	<0.0002	<0.0002
5	イソキサチオン	<0.0008	<0.0008
6	ダイアジノン	<0.0005	<0.0005
7	フェニトロチオン	<0.0003	<0.0003
8	イソプロチオラン	<0.004	<0.004
9	オキシ銅	<0.005	<0.005
10	クロロタロニル	<0.004	<0.004
11	プロピザミド	<0.0008	<0.0008
12	ジクロルボス	<0.0008	<0.0008
13	フェノブカルブ	<0.004	<0.004
14	イプロベンホス	<0.0008	<0.0008
15	クロルニトロフェン	<0.0001	<0.0001
16	トルエン	<0.0002	<0.0002
17	キシレン	<0.0006	<0.0006
18	フタル酸ジエチルヘキシル	<0.006	<0.006
19	モリブデン	<0.007	<0.007
20	アンチモン	<0.001	<0.001
21	フェノール	<0.001	<0.001
22	ホルムアルデヒド	<0.01	<0.003
23	塩化ビニルモノマー	<0.0002	<0.0002
24	エピクロロヒドリン	<0.00004	<0.00003
25	全マンガン	<0.01	0.03
26	ウラン	<0.0002	<0.0002
27	4-t-オクチルフェノール	<0.00003	<0.00003
28	アニリン	<0.002	<0.002
29	2, 4-ジクロロフェノール	<0.0003	<0.0003

公共用水域測定結果表(要監視項目)

地点番号	湖沼					海域			
	90	93	95	97	103	110	116	132	
	水域	相模ダム貯水池	相模ダム貯水池	城山ダム貯水池	城山ダム貯水池	丹沢湖	東京湾(6)	東京湾(9)	相模湾(1)
	地点名	境川橋	湖央東部	沼本ダム	湖央部 (津久井湖)	湖央部 (丹沢湖)	東扇島防波堤西	浮島沖	辻堂沖
	環境基準点 測定機関	相模原市	○ 相模原市	相模原市	○ 相模原市	○ 神奈川県	○ 川崎市	○ 川崎市	○ 藤沢市
1	クロロホルム	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
2	トランス-1, 2-ジクロロエチレン		<0.004		<0.004	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
3	1, 2-ジクロロプロパン		<0.006		<0.006	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
4	p-ジクロロベンゼン		<0.03		<0.03	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
5	イソキサチオン		<0.0008		<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	
6	ダイアジノン		<0.0005		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
7	フェニトロチオン		<0.0003		<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
8	イソプロチオラン		<0.004		<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
9	オキシ銅		<0.005		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
10	クロロタロニル		<0.004		<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
11	プロピザミド		<0.0008		<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	
12	ジクロルボス		<0.0008		<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	
13	フェノブカルブ		<0.004		<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
14	イプロベンホス		<0.0008		<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	
15	クロルニトロフェン		<0.0001		<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
16	トルエン		<0.06		<0.06	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
17	キシレン		<0.04		<0.04	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
18	フタル酸ジエチルヘキシル		<0.006		<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
19	モリブデン		<0.007		<0.007	0.008	0.008	0.008	0.008
20	アンチモン		<0.001		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
21	フェノール	<0.001		<0.001		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
22	ホルムアルデヒド	<0.003		<0.003		<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
23	塩化ビニルモノマー		<0.0002		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
24	エピクロロヒドリン		<0.00003		<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003
25	全マンガン		0.02		0.10	0.05	0.05	0.05	<0.01
26	ウラン		<0.0002		<0.0002	0.0023	0.0023	0.0023	0.0017
27	4-tert-オクチルフェノール	<0.00003		<0.00003		<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003
28	アニリン	<0.002		<0.002		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
29	2,4-ジクロロフェノール	<0.0003		<0.0003		<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003

	調査番号	61	62	69	75	87	92
	調査機関	神奈川県	神奈川県	神奈川県	神奈川県	神奈川県	神奈川県
	調査地点	逗子市逗子	三浦市三崎町六合	伊勢原市板戸	座間市栗原	大井町西大井	真鶴町真鶴
	深度区分	浅井戸	浅井戸	浅井戸	深井戸	浅井戸	浅井戸
	用途区分	生活用水	生活用水	生活用水	一般飲用	生活用水	生活用水
	測定年月	令和2年10月	令和2年10月	令和2年10月	令和2年10月	令和2年10月	令和2年10月
要 監 視 項 目	クロホルム		<0.0002	0.0017	0.0006	<0.0002	<0.0002
	1,2-ジクロロプロパン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	p-ジクロロベンゼン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	イソキサチオン		<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
	ダブリン		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	フェニチオン		<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	イソプロチオン		<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
	オキシ銅		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	クロタロニル		<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
	プロピザミド		<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
	EPN		<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	ジクロロホス		<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
	フェノール		<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
	イソプロパノール		<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
	クロロニトロフェン		<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	トルエン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	キシレン		<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	フタル酸ジエチルヘキシル		<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
	ニッケル		<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
	モリブデン		<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007
アンチモン		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
エチクロロヒドリン		<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	
全マンガン	0.74	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
ウラン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
一般項目	電気伝導率 (mS/m)	70	44	26	27	20	25
	pH	7.1	6.2	6.6	6.9	6.8	6.4
	水温	16.8	19.8	18.5	20.5	15.5	17.0
	臭気	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭
	外観	無色	無色	無色	無色	無色	無色
備考	調査区分	定点調査	定点調査	定点調査	定点調査	定点調査	定点調査